

岡山市道路位置指定指導要綱

令和8年7月28日

岡山市 都市整備局 住宅・建築部 建築指導課

岡山市道路位置指定指導要綱

第1章 総則

(目 的)

第1条 この要綱は、建築基準法（昭和25年法律第201号。以下「法」という。）第42条第1項第五号の規定に基づき、道路の位置の指定（変更・廃止を含む。）を行うことについて、必要な事項を定めるものとする。

(用語の定義)

第2条 この要綱において次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- 一 開発行為 都市計画法（昭和43年法律第100号）第4条第12項に規定する開発行為をいう。
- 二 開発区域 都市計画法（昭和43年法律第100号）第4条第13項に規定する開発区域をいう。
- 三 指定道路 法第42条第1項第五号の規定に基づく道路の位置の指定を受けようとする又は受けた道路をいう。
- 四 既存道路 既存の法第42条に規定する道路をいう。
- 五 転回広場 昭和45年建設省告示第1837号の規定による自動車の転回広場をいう。
- 六 道路幅員 法面等を除いた道路区域の幅員をいう。
- 七 有効幅員 道路幅員のうち、通行上支障のある段差、突起物（電柱等）及び開渠を含まない通行可能な幅員をいう。
- 八 道路起点 指定道路を接続する既存道路の境界線（法第42条第2項道路の場合においても同様）と指定道路の起点部の有効幅員における中心線との交点をいう。（SP：スタートポイント）
- 九 道路終点 指定道路の終端部の有効幅員における中心点をいう。（EP：エンドポイント）
- 十 区間延長 転回広場までの距離の検討を行う際の区間ごとの長さで、起点から転回広場中心までの長さをいい、勾配のある場合は実延長とする。
- 十一 総延長 道路起点から道路終点までの長さをいい、勾配のある場合は実延長とする。
- 十二 袋路状道路 一端のみが既存道路に接続したものをいう。
- 十三 誓約地 新規で建築物の敷地となりえる開発区域外の土地で、申請者又は土地所有者が一体的な開発行為を行わない旨を誓約した土地。具体的な取り扱いは、第5条による。
- 十四 申請者 道路の位置の指定を受けようとする者をいう。

(適用範囲)

第3条 この要綱の適用範囲は、法第42条第1項第五号の規定に基づき、位置の指定を受けようとする道路及びその道路に接する敷地とする。

(指定条件)

第4条 次の各号のいずれかに該当するものは、他法令との整合性や良好な市街地形成の観点から、原則として道路の位置の指定は行わない。

- 一 開発区域の面積が1,000㎡以上となり、都市計画法第29条の規定に基づく開発許可が必要なもの。
 - 二 開発区域に市街化調整区域を含むもの。
 - 三 開発区域内に、新たに建築物の敷地となる宅地を含まないもの。ただし、既存の指定道路の形状変更で延長を伴わないもの、又は廃止の申請についてはこの限りではない。
 - 四 開発区域内に、指定道路のみに接道する宅地が2以上存在しないもの。【図1参照】ただし、既存の指定道路の形状変更で延長を伴わないもの、又は廃止の申請についてはこの限りではない。また、既存道路と敷地との間に民地及び農道等の占有できない官地がある場合においては、宅地の数は1以上とすることができる。【図2参照】
 - 五 指定道路に隣接した区域外の土地の建築物が、法第56条第1項第一号の規定に基づく道路斜線制限等、法の規定に抵触するもの。
 - 六 指定道路に既存道路を含むもの、又は沿わせるもの。【図3参照】ただし、法第42条第2項道路に接続する場合の、指定道路内の道路後退部分についてはこの限りではない。なお、法上の道路に該当しない市道、農道等については、管理者との協議が整えば、指定道路に含むことができる。
- 2 指定された当時の形状（幅員、転回広場、延長等）、及び構造（舗装、排水設備等）となっていない既存の指定道路から延長する場合、若しくは当該指定道路を一部廃止する場合においては、指定当時の状況に復元すること。なお、一部廃止する場合においては、残存部分を復元すれば足りるものとして取り扱う。
 - 3 既存の指定道路の形状を変更する場合、当該指定道路の形状（幅員、転回広場、延長等）、及び構造（舗装、排水設備等）の全てが現行基準を満たすものとする。

（誓約地等の制限）

第5条 申請者又は土地所有者は、開発区域外に次の各号のいずれかに該当する土地がある場合は、当該土地を誓約地として設定し、一体的な開発行為を行わない旨を誓約すること。

- 一 指定道路のみに接する土地。（水路又は農道等を介して接する場合を含む。）
- 二 既存道路に接するが、実態的に指定道路を利用する可能性の高い土地。
- 三 その他市長が必要と認める土地。

2 前項の規定に基づく誓約は、所定の様式に実印で行うこと。

3 誓約地は指定道路の指定日から一年間、原則として開発行為及び建築行為を行うことはできない。

4 誓約地及び開発区域外の土地は、指定道路の指定日から一年間、指定道路を利用することはできない。ただし、道路の位置の指定以前から指定道路部分を利用し建築された建築物の敷地で、区画形質を変更せず利用する場合は除く。なお、指定道路のみを接道とする確認申請、指定道路側溝への雨水排水の接続、指定道路からの上下水道管等の引き込み等は利用とみなす。

（関係部局との協議等）

第6条 指定道路について、将来的に市道への編入を希望する場合は、市道管理部局とあらかじめ協議を行うこと。

- 2 工事に際し公共物使用許可、道路法その他関係法令に基づく許認可を要する場合、並びに指定道路に上下水道管等のライフラインを埋設する場合は、担当部局とあらかじめ協議を行い、遅滞なく所定の手続きを行うこと。

第2章 技術基準

(設 計)

第7条 道路の位置の指定の技術基準は、建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第144条の4、昭和45年建設省告示第1837号（建築基準法施行令の規定により国土交通大臣が定める自動車の転回広場に関する基準）の規定によるほか、この章に定めるところによるものとする。

- 2 前項に定める規定以外のものは、都市計画法（昭和43年法律第100号）第33条の規定に基づく開発許可基準に適合させること。

(接続道路)

第8条 道路は、両端を別の既存道路に接続しなければならない。【図4参照】ただし、次の各号のいずれかに該当し、土地の利用に支障がないと認められる場合はこの限りではない。

- 一 延長（既存の幅員6m未満の袋路状道路に接続する道路にあっては、当該袋路状道路が他の道路に接続するまでの部分の延長を含む。）が35m以下の場合。【図5参照】
- 二 終端が公園、広場、その他これらに類するもので、自動車の転回に支障がないものに接続している場合。
- 三 延長が35mを超える場合で、終端及び区間35m以内ごとに基準に適合する自動車の転回広場が設けられている場合。【図6、7、8参照】
- 四 幅員が6m以上の場合。【図9参照】

(道路の幅員及び形状)

第9条 道路の幅員は、原則として6m以上とすること。ただし、道路の延長が120m未満で、通行上支障ない場合は、有効幅員を4m以上とすることができる。【図10参照】

- 2 道路の形状は原則として整形なものとし、道路幅員は小数点第2位までのm値としたきりの良い数値として計画すること。ただし、開発区域の土地の形状に沿わせる等やむを得ない場合についてはこの限りではない。【図11参照】

(道路のすみ切り)

第10条 道が同一面で交差し、若しくは接続し、又は屈曲する箇所（交差、接続又は屈曲により生ずる内角が120度以上の場合を除く。）には角地に別表1に掲げる長さ以上のすみ切りを設け、その部分を道路の部分とすること。ただし、すみ切りの部分に既存の建築物、高い擁壁若しくは、がけ等があり、すみ切りを設けることが著しく困難と認められる場合で、一方のすみ切りを別表1に掲げる長さに各々1mを加えた長さにした場合は、この限りでない。【別表1・図12参照】

- 2 道が同一面で交差し、若しくは接続し、又は屈曲する箇所、内角が60度以下となる角に設けるすみ切りは、内角の隅角をはさむ辺を二等辺とし、底辺の長さを2.8m以上とした三角形を含むものであること。【図12参照】

- 3 法第42条第2項道路に接続して道路の位置の指定をする場合の道路後退部分のすみ切りと
転回広場のとり方は、道路後退線からとする。【図13参照】
- 4 接続する既存道路に歩道が設けられている場合は、道路管理者との協議が整えば歩道内にす
み切りを内包することができる。【図14参照】
- 5 接続する既存道路との間に水路、河川及び農道等の法上の道路に該当しない公的機関が管理
する道がある場合は、それぞれを所管する管理者との協議が整えば、その官地内にすみ切りを
内包することができる。【図15参照】

(道路内の障害物)

- 第11条 指定道路内の電柱、デリネーター等の障害物の設置については、終端の安全設備を除
き、次の各号に該当するものは認めない。【図16参照】
- 一 有効幅員が4m以上確保できないもの。
 - 二 すみ切り内及びすみ切りのある道路区間へ設置するもの。(基準以上のすみ切り形態があっ
たとしても認めない)。

(道路の勾配)

- 第12条 道路の縦断勾配は、12%以下とし、かつ階段状でないものとする。また、9%
を超える場合は「滑り止め」を考慮すること。【図17参照】
- 2 道路の横断勾配は、2%を標準とすること。

(道路の構造)

- 第13条 路面は、原則としてアスファルト舗装とし、舗装工は【図18】に定める構造と同等
以上の構成とすること。
- 2 道路が盛土、その他の軟弱な地盤に設けられ通行上支障の恐れがある場合は、十分に転圧等
を行い、強固な地盤に改良してから舗装工事を行うこと。
- 3 路面の高さは、当該道路に近接する用排水路、水田等の最高水位及び降雨を考慮して冠水等
により通行に支障のない高さにすること。
- 4 橋梁を指定道路に含む場合は、耐荷重T-25以上の鉄筋コンクリート造、鋼構造又はこれ
らに準ずる構造とすること。なお、既存橋梁を指定道路に含む場合は、原則として構造計算等
により既存橋梁の安全性の検討を行うこと。

(道路の排水施設)

- 第14条 道路には、路面及びこれに接する敷地内の排水に必要な側溝、街渠等を設け、末端を
公共下水道、都市下水路その他の排水施設に接続し、適切な排水ができる構造とすること。
- 2 側溝はコンクリート製で【図19】に定める構造と同等以上のものとする。ただし、コ
ンクリート二次製品のJIS規格品等についてはこの限りでない。
- 3 側溝は、原則として道路の両側にU型側溝を設けること。ただし、周囲の状況等によりやむ
を得ない場合で開発区域内の宅地側以外の部分であれば、L型側溝とすることができる。その
場合、延長20mごとに集水柵を設け、反対側のU型側溝に排水すること。
- 4 U型側溝にコンクリート蓋を設置する場合、維持管理の観点から次の各号に該当する部分は
グレーチングとすること。
- 一 1宅地あたり1カ所
 - 二 側溝10m毎に1カ所程度

- 5 U型側溝に設置する蓋の耐荷重は、コンクリート蓋及びグレーチング共にT-14以上とすること。
- 6 側溝には既存道路の側溝に接続する位置、その他適切な箇所に、深さ150mm以上の泥溜めを有する集水桝を設けなければならない。【図20参照】
- 7 指定道路に縦断勾配があり、接続する市道へ指定道路の路面排水が流れ込む場合は、道路管理者と協議し横断側溝を設けること。横断側溝の位置については市道側、指定道路側どちらでもさしつかえないが、官民境界をまたがない位置とし、接続する市道が法第42条第2項道路の場合は、道路後退部分に設置すること。【図21参照】
- 8 道路横断側溝のグレーチング蓋（T-25以上）についてはボルト固定、クリップ止めといった、跳ね上がり防止措置を講ずること。
- 9 指定道路の側溝は、原則として直接市道側溝や用水等に接続すること。やむを得ず他の土地を経由し排水する場合は、排水用地又は排水管理地として指定道路の区域に含めること。【図22参照】なお、排水用地及び排水管理地は、道路敷きと同等のものとして取り扱う。
- 10 指定道路とその接する土地との間の高低差が大きく、側溝が転倒する可能性のある場合は土留用の側溝を設けること。ただし、高低差が小さく、安全性に影響がない場合はこの限りではない。【図23参照】
- 11 指定道路内を横断する排水管は、重圧管若しくはコンクリート巻き立て管等の上部荷重に耐えうるものを使用すること。

(防護施設の設置)

- 第15条 道路が屈曲する部分、がけ等の存する部分、その他通行上危険を伴うおそれがある部分には、ガードレール、柵等の適当な防護施設を設けること。

(擁壁)

- 第16条 道路及びその道路に接する敷地の造成のための擁壁は原則として、鉄筋コンクリート造又は無筋コンクリート造とすること。ただし、地上高さが1m以下のものに限り、コンクリートの連続した基礎を有した厚さ120mm以上の補強コンクリートブロック造（D10以上の鉄筋を、縦・横400mm以下の間隔に配置）とすることができる。また、地上高さが20cm未満であればコンクリートブロックの厚さは100mmとすることができる。
- 2 地上高さ1mを超える擁壁を開発区域に含む場合は、既存、新設を問わず、原則として構造計算等により擁壁の安全性の検討を行うこと。

(区域の明示)

- 第17条 開発区域と区域外の敷地は側溝、縁石、擁壁等のコンクリート構造物で明示すること。ただし、区域外の既設構造物により明示されていると認められる場合についてはこの限りではない。
- 2 指定道路は側溝、縁石等のコンクリート構造物で明示すること。なお、既存道路の路面がアスファルト舗装である場合は、接続部分についてはコンクリート構造物による明示を要しないが、道路起点は金属鋲等により明示すること。

第3章 申請方法

(事前審査承認申請)

第18条 申請者は、その計画が第2章の技術基準に適合するものであることについて、事前審査承認申請書（様式第1号）正副2通に、それぞれ次の表に掲げる関係図書を添えて市長に提出し、原則として工事に着手する前にその審査を受けなければならない。なお、添付書類のサイズはA4、添付図面のサイズはA3又はA4とする。

添付書類

① 委任状	代理者がある場合は添付すること。
② 地籍図	関係土地の公図（法務局備え付けのもの）を転写、既存道路、水路等を色わけするとともに、申請道路の位置、転写場所、転写者氏名、転写年月日を記入すること。あわせて、未加工の公図も別途添付すること。
③ 開発区域現況写真	開発区域及び指定道路が接する既存道路の状況が分かる写真、並びに、土地利用平面図に撮影位置を矢印で明示すること。
④ 道路斜線等検討書	申請道路に隣接する土地に建築物がある場合には、申請道路からの道路斜線制限等に抵触しない旨の検討書を添付すること。
⑤ カタログの写し	側溝、グレチング蓋、地先境界ブロック等の二次製品を使用する場合は添付すること。
⑥ その他の書類	その他市長が必要と認める書類がある場合は添付すること。

※地籍図は申請日から3ヶ月以内に取得したものとする。（インターネットにより取得したものでもよい。）

添付図面

① 附近見取図	縮尺1/2500の都市計画図に地図番号、方位、申請道路の位置及び開発区域、用途地域を記入すること。
② 土地利用平面図	下記の内容を記入すること。（工事施工前の現況及び工事計画として記載すること。） ① 開発区域及び周囲の状況（構造物、レベル等） ② 道路の幅員、延長、道路の排水施設の位置及び放流先、電柱計画 ③ 申請道路に接する敷地の擁壁の位置及び形状、排水施設の位置及び形状 ④ 開発区域の区画割及び区画面積
③ 面積図	開発区域内の申請道路及び宅地部分の丈量図及び面積計算式を記入すること。
④ 道路・敷地の横断面図	道路幅員、道路有効幅員、側溝の各寸法（内法、幅、深さ、厚さ等）、排水施設の形状、及び開発する部分と隣地との境界部分の断面を記入すること。
⑤ 道路縦断面図	道路の長さ、高低差、勾配等を記入すること。
⑥ 下水計画図面（参考図）	開発区域が下水道供用区域内にある場合は添付すること。
⑦ その他の図面	その他市長が必要と認める図面がある場合は添付すること。

2 市長は、前項の事前審査承認申請書の内容を審査し、現地を調査したうえで、関係部局への意見照会を行うものとする。その結果、技術基準に適合していると認めた場合は、事前審査承認

認通知書（様式第2号）を申請者に交付する。

- 3 前項の事前審査承認通知書の交付を受けた申請者は、関係権利者等に計画及び道路斜線制限等の法の規定を説明し承諾を得て、工事に必要な許可等を取得の上、速やかに道路及びこれに接する敷地の施設の築造を完了し、道路となる部分の土地を分筆しなければならない。その際、指定道路内の法第42条第2項道路の後退部分の分筆は原則として不要であるが、接続道路管理者との協議のうえ指示に従うこと。

（承諾の範囲）

第19条 道路の位置の指定、変更、廃止の申請に際しては、次の各号に定める承諾を得なければならない。【図24・図25・図26・図27参照】

- 一 指定承諾 指定道路となる土地の所有者（公道、農道、水路等を含めて申請する場合は、これらの所有者又は管理者を含む。）、その他の権利者、及び指定道路の管理者から得ること。
- 二 接続承諾 指定道路が私道である既存道路に接続する場合は、その土地の所有者から得ること。
- 三 排水承諾 指定道路からの排水が開発区域外の土地を利用して排水される場合は、その土地の所有者から得ること。
- 四 隣地承諾 開発区域外で指定道路に接する土地がある場合、その土地の所有者から得ること。
- 五 廃止承諾 廃止する指定道路の土地の所有者（公道、農道、水路等が含まれる場合は、これらの所有者又は管理者を含む。）、その他の権利者、及び指定道路の管理者、並びに廃止する指定道路に接する土地の所有者から得ること。ただし、廃止する指定道路に接する土地が、法第43条第1項の規定又は、同条第3項の規定に基づく条例の規定に抵触しない場合は、その土地の所有者からの廃止承諾は不要とする。

- 2 前項の規定に基づく承諾は、所定の様式に実印で得ること。ただし、次の各号に該当する承諾は認印で得てもさしつかえない。

- 一 隣地承諾【図24参照】
- 二 廃止する指定道路に接する土地の所有者からの廃止承諾【図25・図26・図27参照】

- 3 指定道路の変更又は廃止の申請で、廃止される指定道路の部分が、築造されていない指定道路で、市長がやむを得ないと認める場合は、第1項の規定は適用しない。

（道路の位置の指定申請）

第20条 第18条第3項に規定する行為を完了した申請者は、道路の位置の指定（変更・廃止）申請書（岡山市建築基準法施行細則（昭和43年市規則第39号。以下「細則」という。）様式第7号。以下「指定申請書」という。）及び道路の位置の指定（変更・廃止）通知書（細則様式第8号。以下「指定通知書」という。）に、それぞれ次の表に掲げる関係図書を添えて市長に提出しなければならない。なお、添付書類のサイズはA4、添付図面のサイズはA3（様式第8号）とすること。

添付書類

① 委任状	代理者がある場合は添付すること。
② 指定承諾書	指定申請書及び指定通知書の承諾欄に所定の事項を記入し、押印すること。 ※承諾した土地が私有地の場合は、承諾した者の印鑑証明書及び承諾した土地の登記事項証明書（権利を有することを証する書類。以下「登記簿謄本」という。）
③ 接続承諾書	様式第3号に所定の事項を記入し、押印すること。 ※承諾した土地が私有地の場合は、承諾した者の印鑑証明書及び承諾した土地の登記簿謄本
④ 排水承諾書	様式第3号に所定の事項を記入し、押印すること。 ※承諾した土地が私有地の場合は、承諾した者の印鑑証明書及び承諾した土地の登記簿謄本
⑤ 隣地承諾書	様式第3号に所定の事項を記入し、押印すること。 ※承諾した土地登記簿謄本
⑥ 誓約書	様式第4号に所定の事項を記入し、押印すること。 ※誓約した土地の登記簿謄本、及び誓約した者の印鑑証明書
⑦ 廃止承諾書	廃止する指定道路の土地については、指定申請書及び指定通知書の承諾欄に所定の事項を記入し、押印すること。廃止する指定道路に接する土地については、様式第3号に所定の事項を記入し、押印すること。 ※承諾した土地が私有地の場合は、承諾した者の印鑑証明書及び承諾した土地の登記簿謄本
⑧ 地籍図	関係土地の公図（法務局備え付けのもの）を転写し、既存道路、水路等を色わけするとともに、申請道路の位置、転写場所、転写者氏名、転写年月日を記入すること。あわせて、未加工の公図も別途添付すること。
⑨ 工事写真	着手前の現況、各工事工程、完成後外部から確認できない箇所（構造物の鉄筋の本数、出来形等）、集水桝及び宅内桝の泥溜め寸法（H=150mm以上）、完成状況の写真を撮影し、工程順に工事写真帳に整理して提出すること。写真の大きさはサービス版程度とし、カラー写真とすること。
⑩ 許可書等	工事の施工に際し、公共物使用許可及び道路法、その他関係法令に基づく許認可を要するときは、許可書等の写しを添付すること。
⑪ 指定道路調書	建築基準法施行規則（昭和25年建設省令第40号）第42号の24様式に所定の事項を記入すること。
⑫ その他の書類	その他市長が必要と認める書類がある場合は添付すること。

※印鑑証明書（実印を必要とするもの）、登記簿謄本、地籍図は申請日から3ヶ月以内に取得したものとすること。

※指定申請書に添付する地籍図及び登記簿謄本は、法務局で取得した原本とすること。

添付図面（様式第 8 号に次に掲げる内容を明記すること。）

① 附近見取図	縮尺 1／2 5 0 0 の都市計画図に地図番号、方位、申請道路の位置及び開発区域、用途地域を記入すること。
② 地籍図	関係土地の公図（法務局備え付けのもの）を転写し、申請道路の位置、及び開発区域を記入すること。
③ 土地利用平面図	下記の内容を記入すること。（工事施工後の状況として記載すること。） ① 開発区域及び周囲の状況（構造物、レベル等） ② 道路の幅員、延長、道路の排水施設の位置及び放流先 ③ 申請道路に接する敷地の擁壁の位置及び形状、排水施設の位置及び形状 ④ 開発区域の区画割及び区画面積
④ 面積図	開発区域内の申請道路及び宅地部分の丈量図及び面積計算式を記入すること。
⑤ 道路・敷地の横断面図	道路幅員、道路有効幅員、側溝の各寸法（内法、幅、深さ、厚さ等）、排水施設の形状、及び開発する部分と隣地との境界部分の断面を記入すること。
⑥ 道路縦断面図	道路の長さ、高低差、勾配等を記入すること。
⑦ その他の図面	その他市長が必要と認める図面がある場合は添付すること。

- 2 下水工事の遅れ等、やむを得ない理由により表層工を完了させることができない場合は、路盤工まで完了させ、表層工を行う旨の誓約書（様式第 5 号）を提出することにより、道路の築造を完了したとみなすことができる。なお、表層工の完了後は、完成状況の写真を速やかに提出すること。

（道路の位置の指定）

第 2 1 条 市長は、前条の指定申請書の提出があった場合は、その内容を審査し、現場審査の結果、申請どおりに道路が築造されていると認めたときは、道路の位置を指定し、指定通知書を申請者に交付するとともに、その旨を公告するものとする。

（取り下げ届、取りやめ届）

第 2 2 条 申請者は、第 1 8 条第 1 項又は第 2 0 条第 1 項の規定に基づく申請書を提出した後、当該申請書を取り下げようとするときは、取り下げ届（様式第 6 号）を提出しなければならない。

2 申請者は、第 1 8 条第 2 項の規定に基づく事前審査承認通知書の交付を受けた後、当該計画を取りやめようとするときは、取りやめ届（様式第 7 号）を提出しなければならない。

3 第 1 8 条第 1 項又は第 2 0 条第 1 項の規定に基づく申請書に対する補正指示から 1 年を経過したものについては、第 1 項の取り下げ届の提出があったものとみなす。

（手数料）

第 2 3 条 申請者は指定申請書を提出する際に、岡山市建築関係事務手数料条例（平成 1 2 年 3 月 2 2 日市条例第 1 6 号）で定める額を岡山市に納めなければならない。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成 8 年 7 月 1 日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成 1 8 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 2 この要綱の施行の際、現に改正前の要綱により手続き中のものに関しては、なお従前の例による。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和 5 年 2 月 1 日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和 8 年 7 月 2 8 日から施行する。

別表 1. 道路のすみ切りの長さ

申請道路 既存道路	4 m以上 5 m未満	5 m以上 6 m未満	6 m以上
4 m以上 5 m未満	2. 0 m	2. 0 m	2. 0 m
5 m以上 6 m未満	2. 0 m	2. 5 m	2. 5 m
6 m以上	2. 0 m	2. 5 m	3. 0 m

図 1. 開発区域内に、指定道路のみに接道する宅地が 2 以上存在しないもの

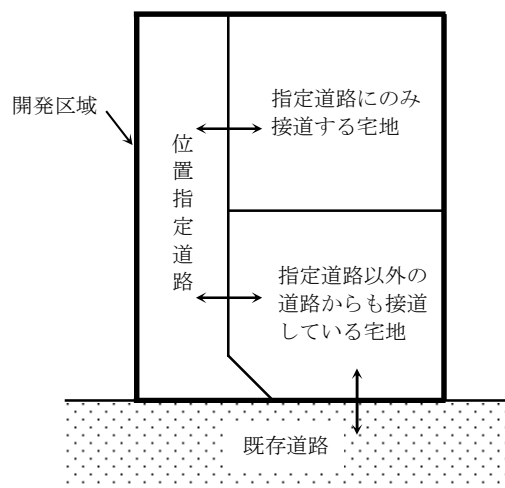


図 2. 既存道路と敷地との間に民地及び農道等の占用できない官地がある場合

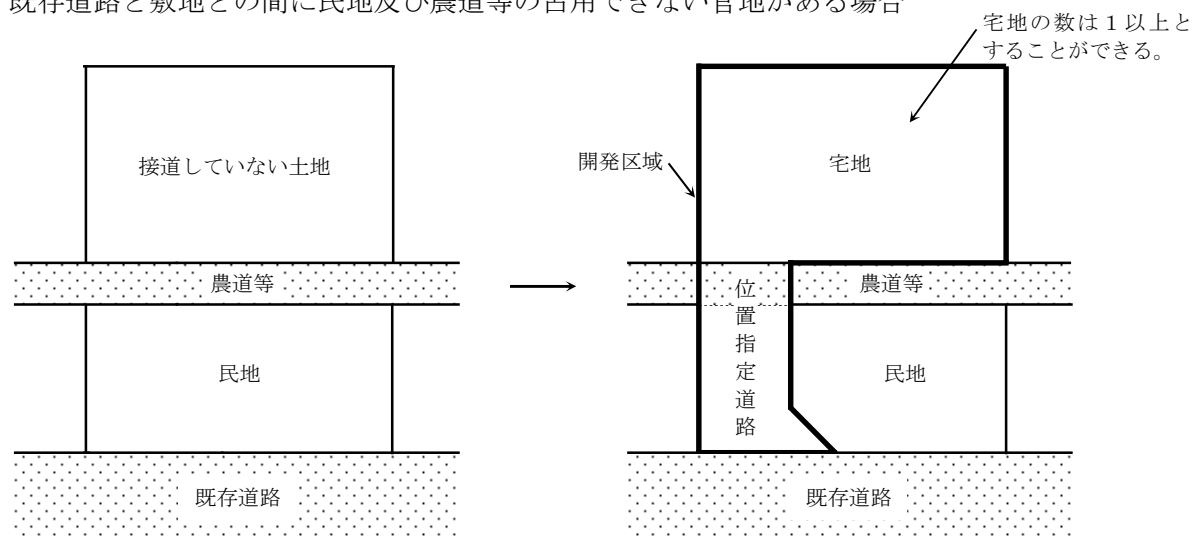


図 3. 指定道路に既存道路を含むもの、又は沿わせるもの

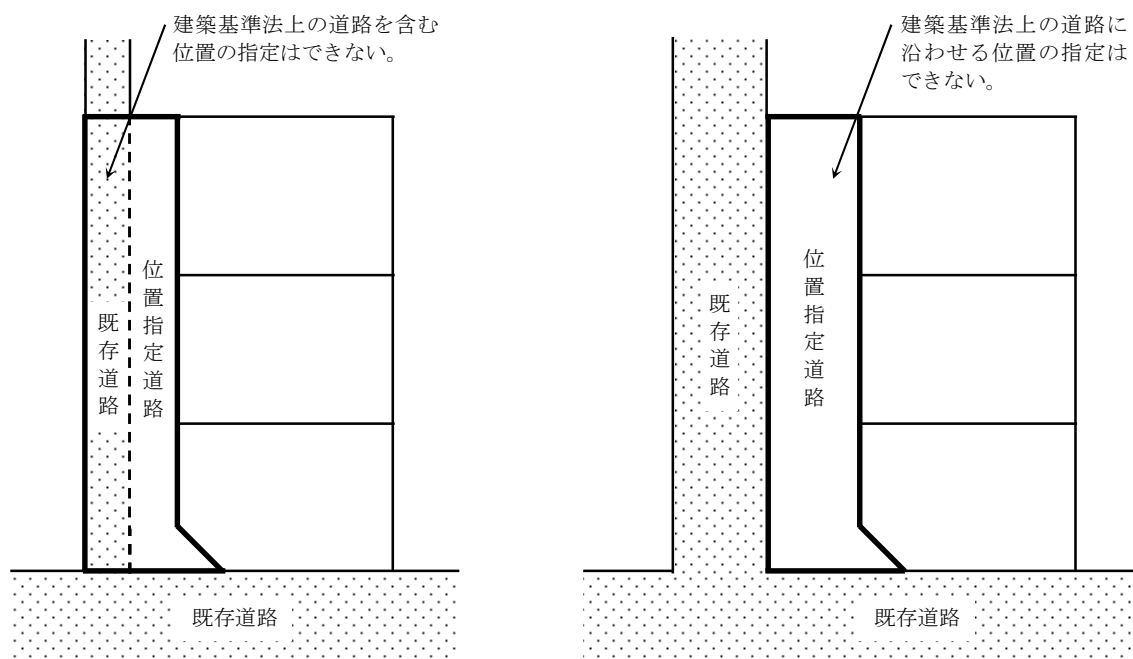


図 4. 両端が既存道路に接続し、通り抜けている場合

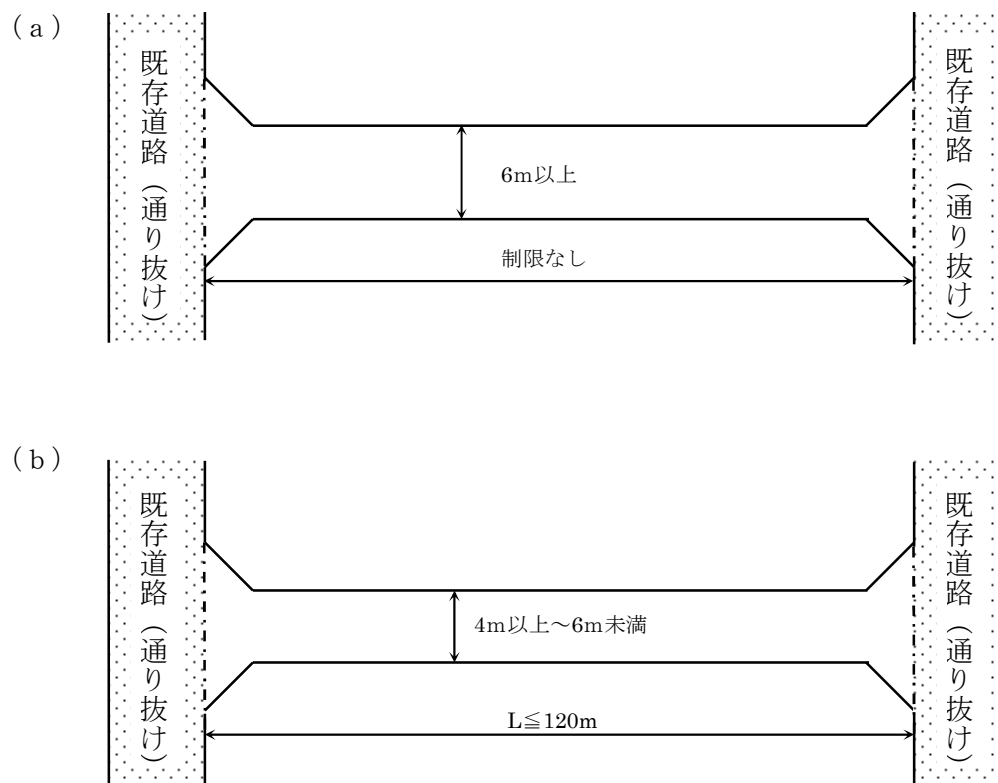


図5. 延長が35m以下の場合

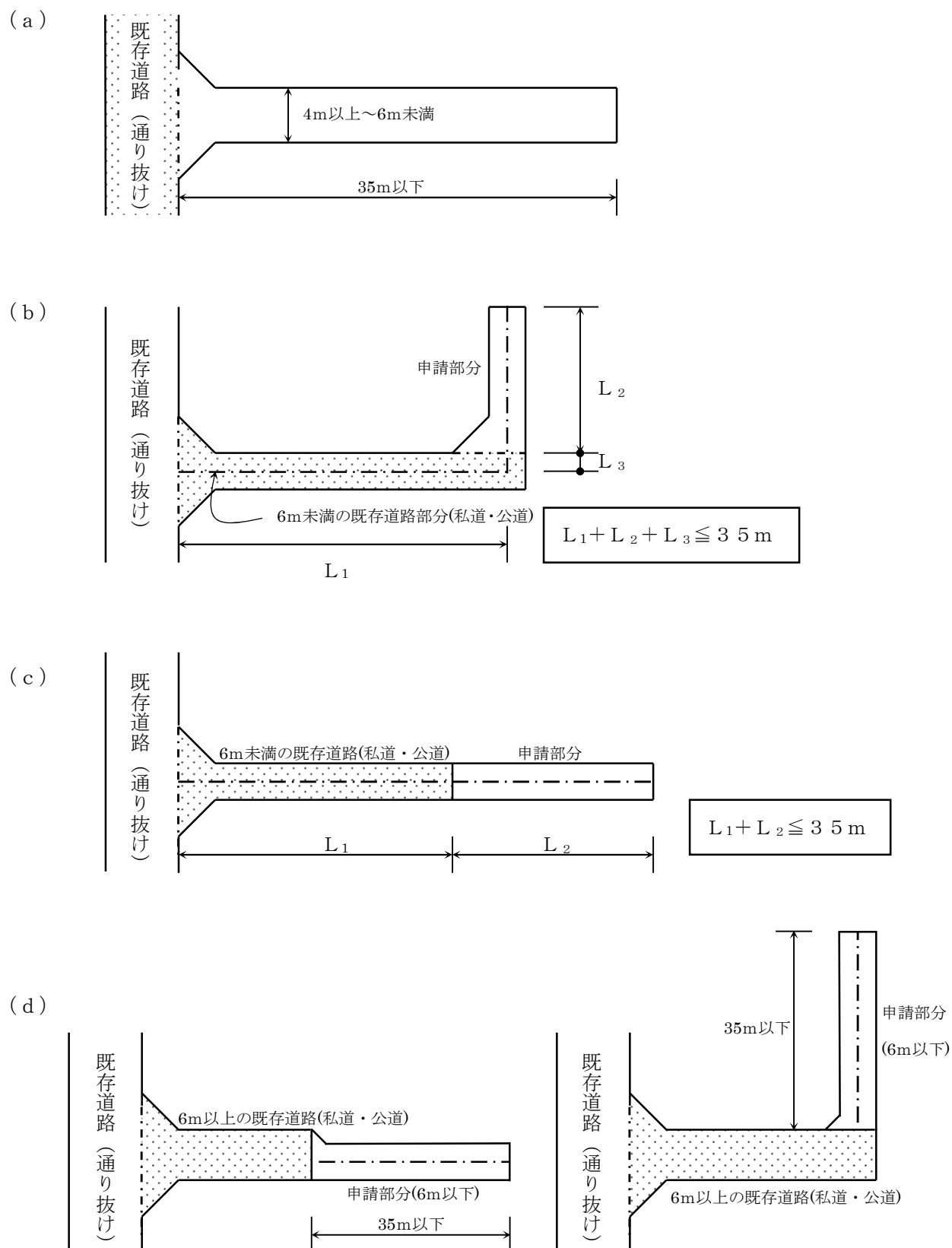


図 6．中間に設ける転回広場

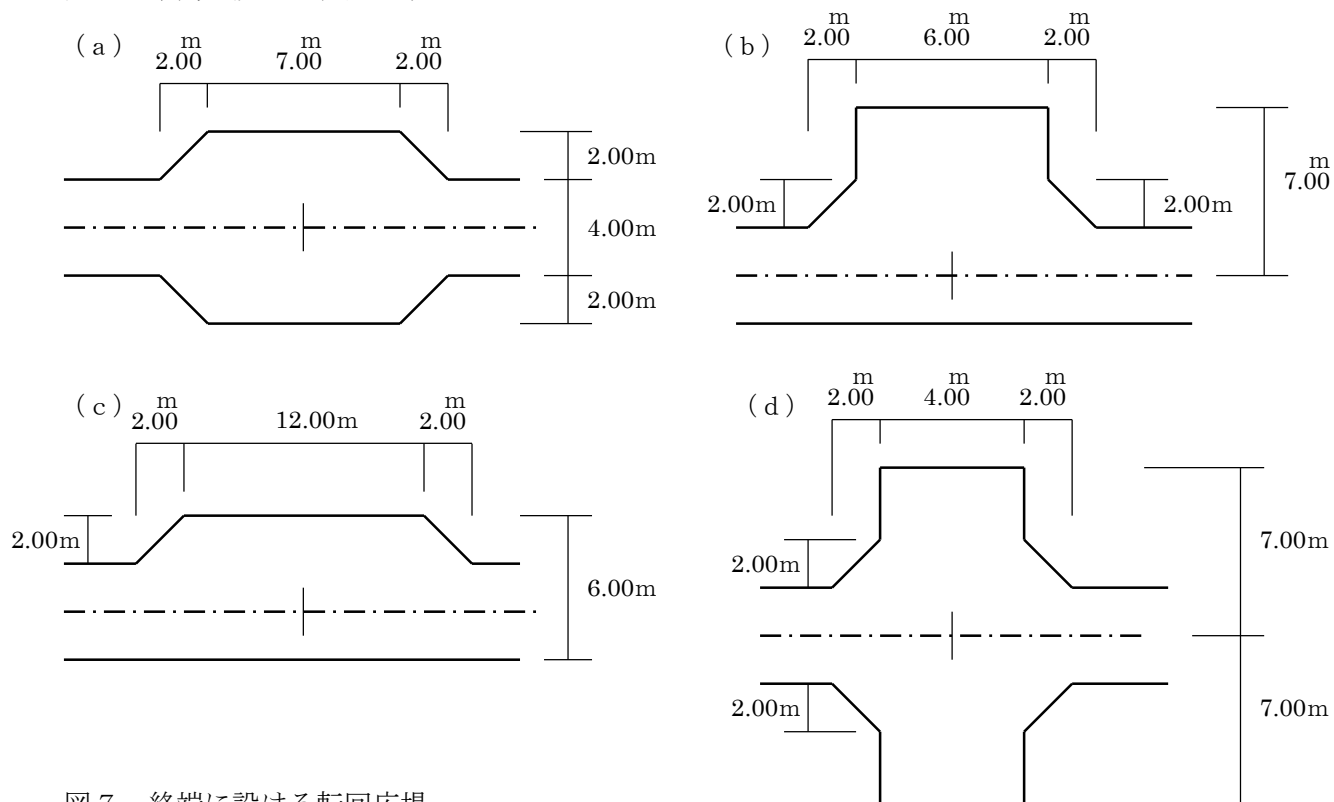


図 7．終端に設ける転回広場

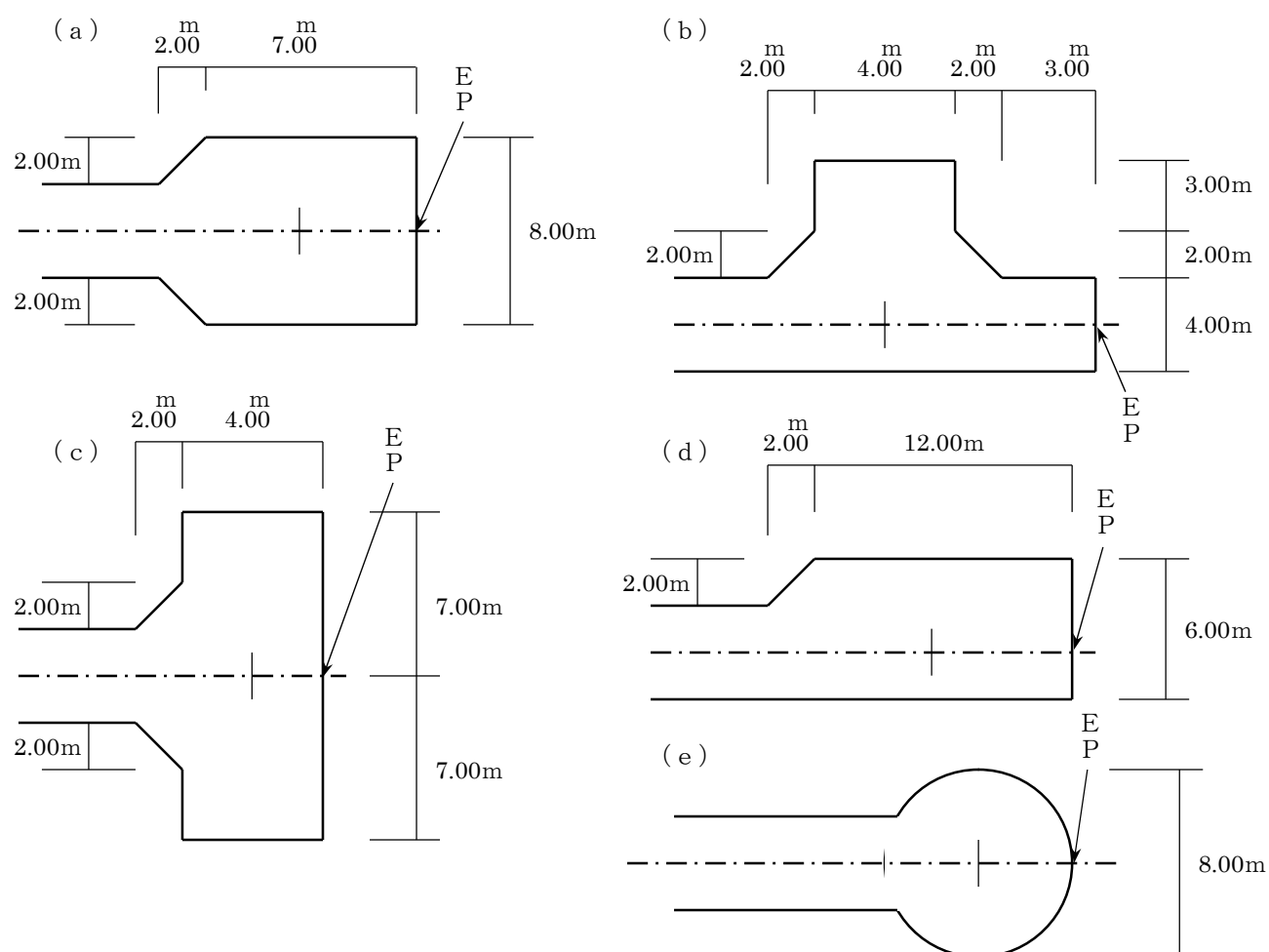
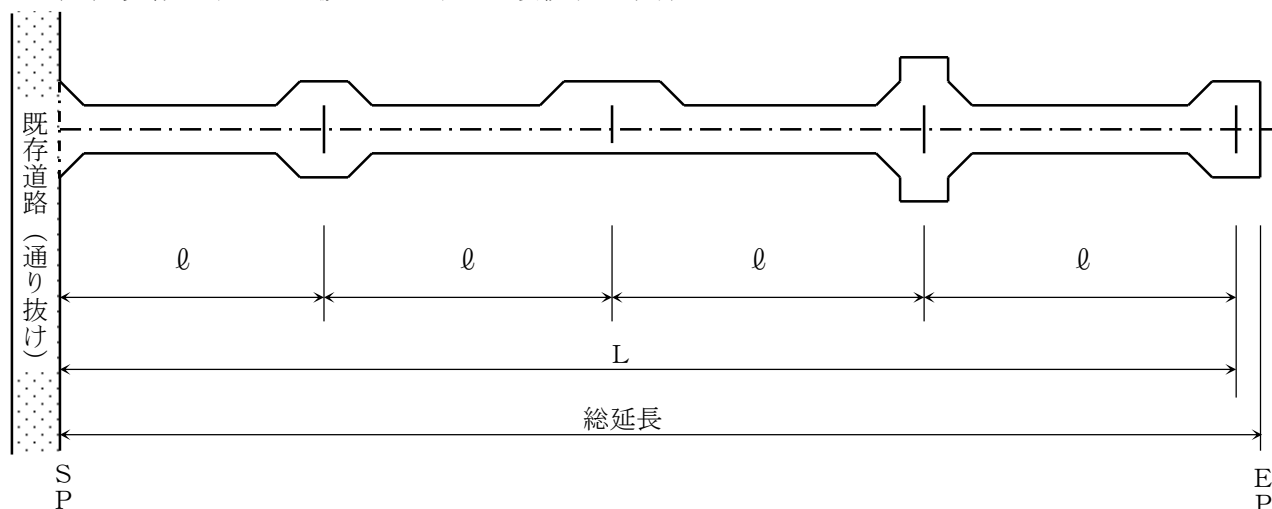


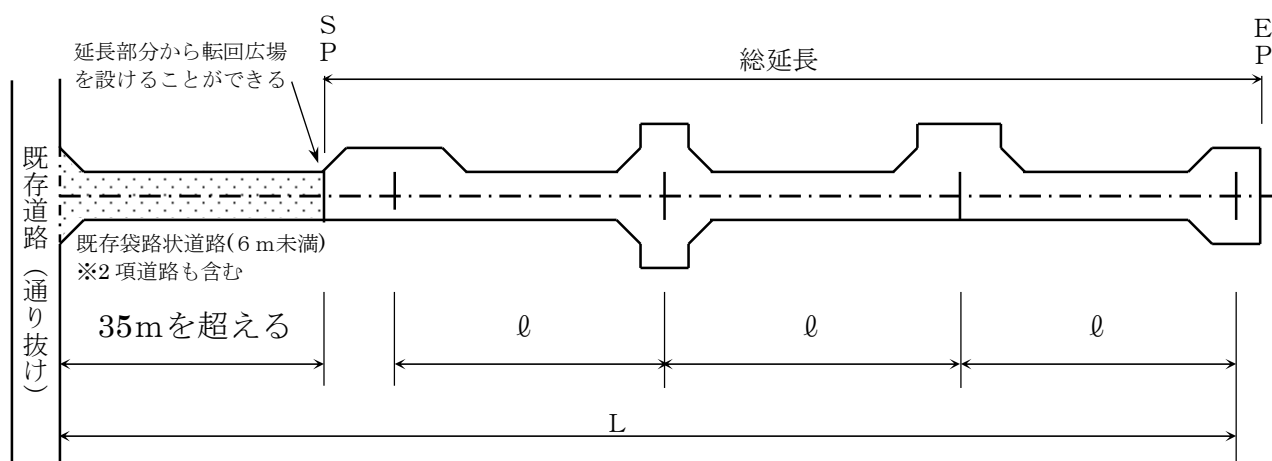
図 8. 転回広場の区間の測り方

(ℓ は 35m 以内とし、 L は 120m 以内とする。)

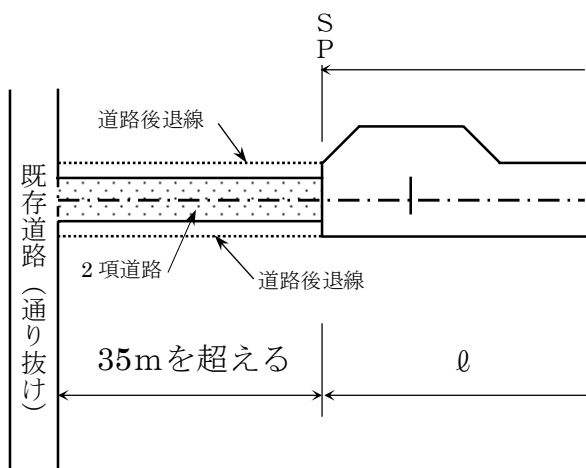
(a) 既存道路が通り抜けの道路から接続する場合



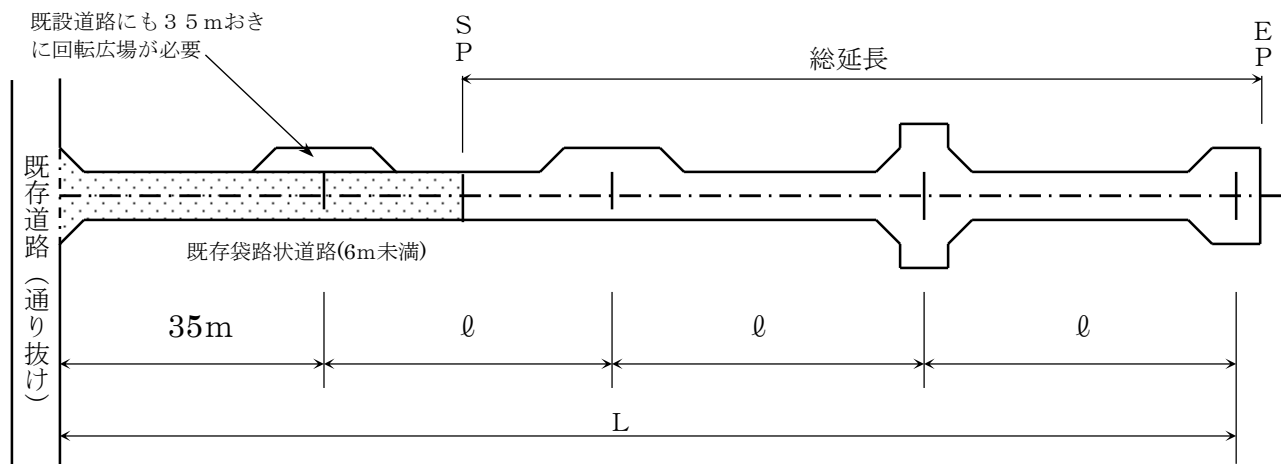
(b) 既存道路が 35 m を超える、要綱により転回広場の基準が定められた昭和 48 年 4 月 1 日以前の指定道路及び指定道路以外の基準法の道路 (6 m 未満の袋路状道路) から接続する場合



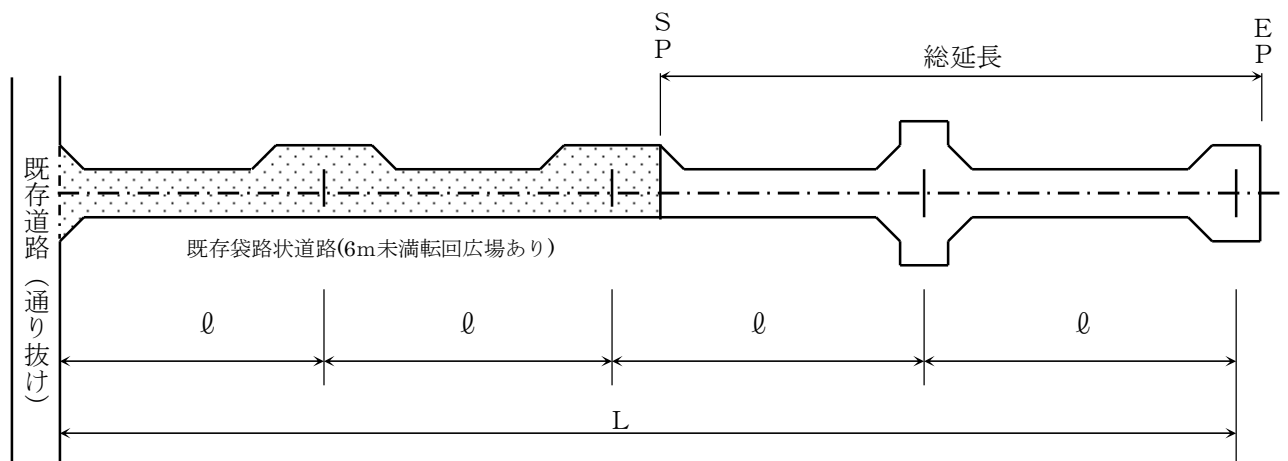
※ (b) の既存袋路状道路が建築基準法第 4 2 条第 2 項道路の場合



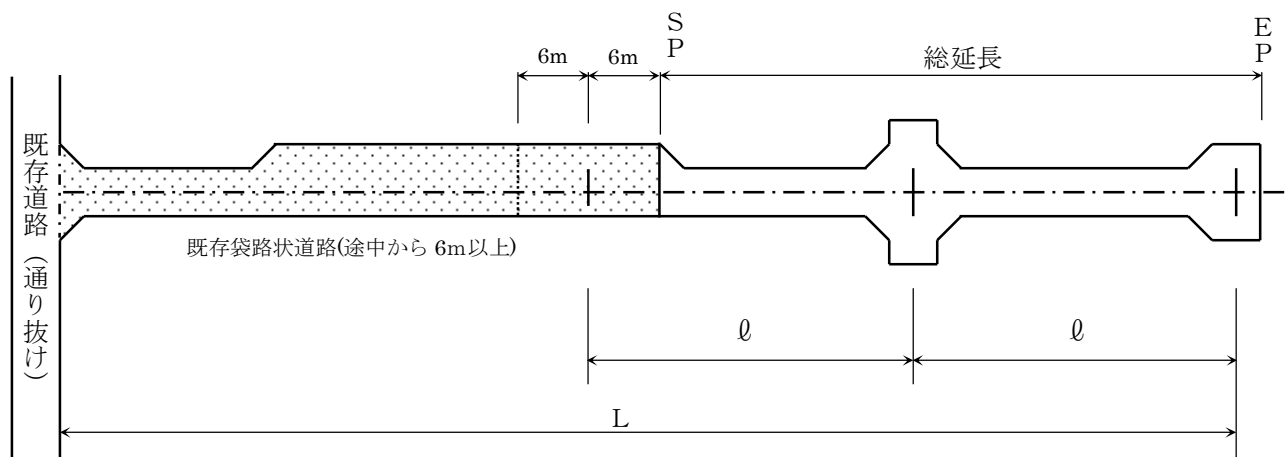
- (c) 既存道路が35mを超える、要綱により転回広場の基準が定められた昭和48年4月1日以前の指定道路（6m未満の袋路状道路）以外の指定道路から接続する場合



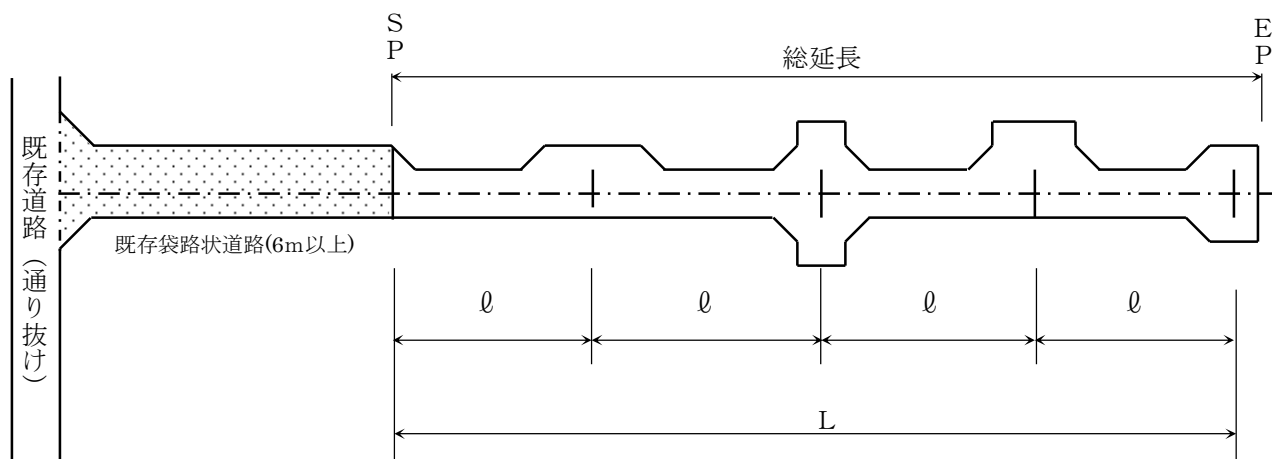
- (d) 既存道路が転回広場を有する道路幅員6m未満の袋路状道路から接続する場合



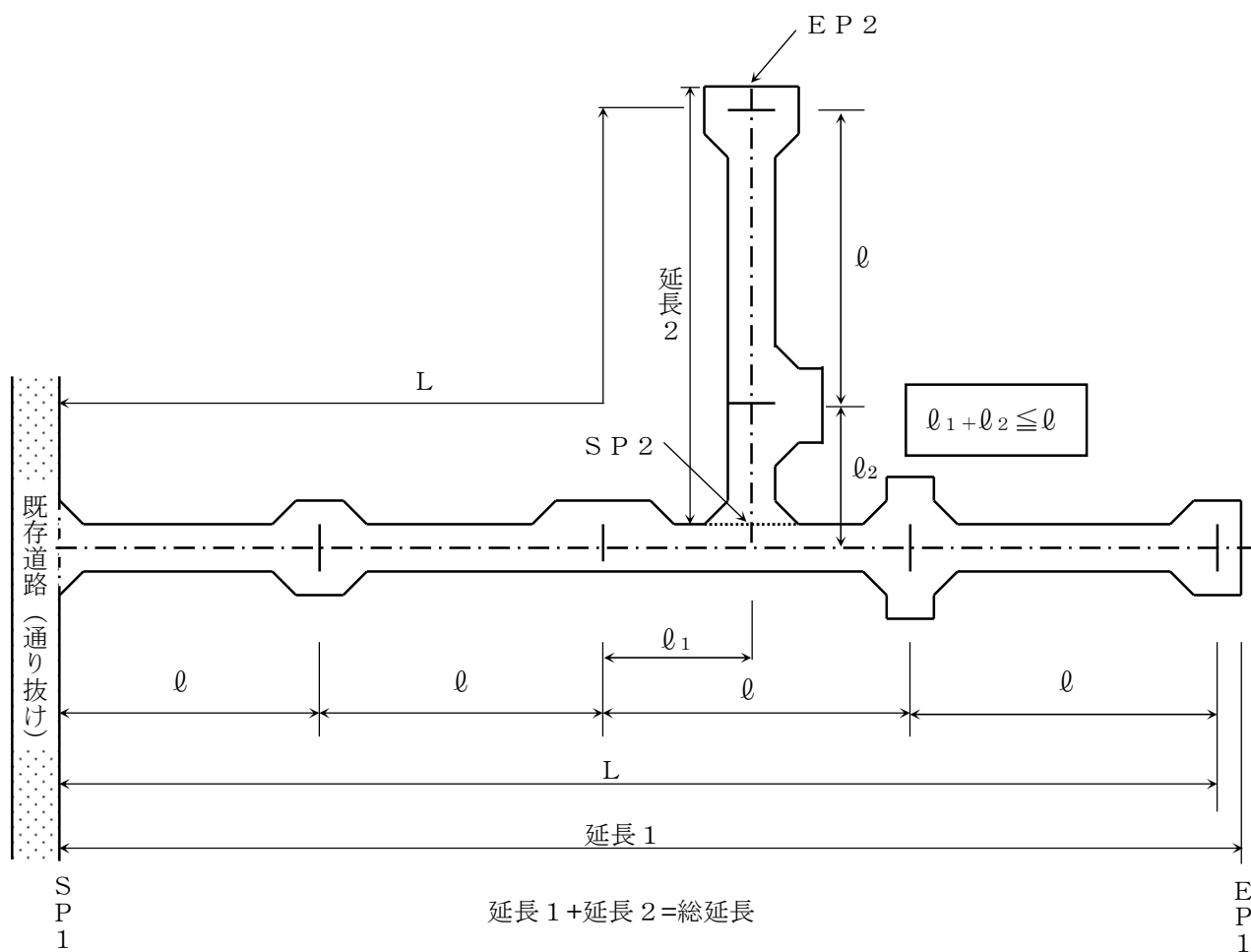
- (e) 既存道路が途中から道路幅員6m以上の袋路状道路から接続する場合



(f) 既存道路が6 m以上の袋路状道路から接続する場合

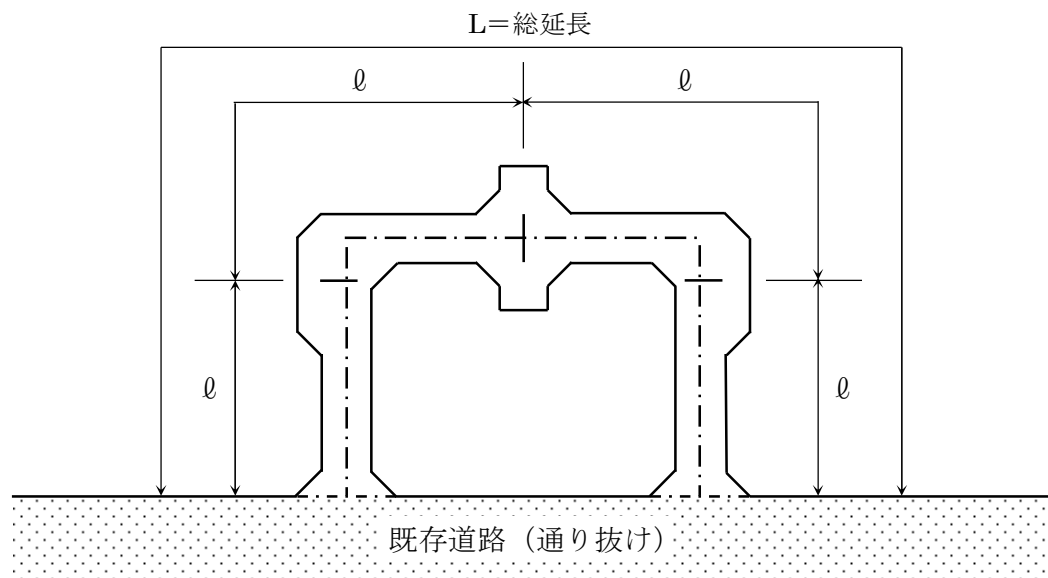


(g) 指定道路路線が分岐する場合



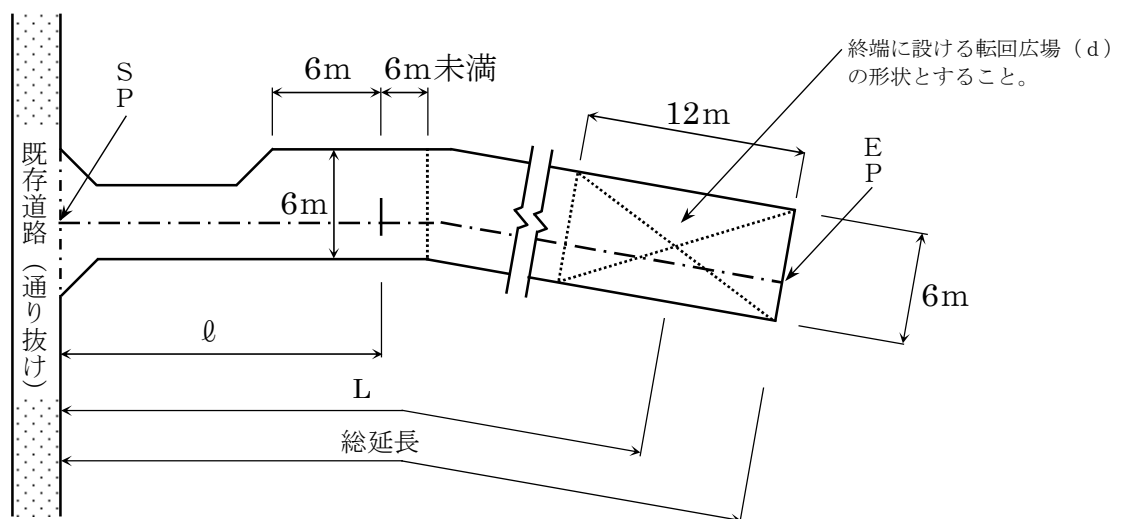
(h) 両端が同じ既存道路に接続する場合

※通り抜けとみなさないため 35m ごとに転回広場が必要



(i) 土地形状の関係で転回広場が基準を満たせない場合

※道路の曲がり部分へ転回広場を設けることは認められない。ただし下図の様に終点まで道路幅員を6 m以上とすることで延長可能。(途中で幅員を6 m未満とすることは不可)



(j) 新設道路が6 m以上から6 m未満の道路となる場合

①の様に6 m以上の幅員から6 m未満の幅員となる場合、終端部に転回広場を設けなければならない。新規に道路を設ける場合、②の様に6 m以上の幅員から6 m未満の幅員が3.5 m以下であっても終端部に転回広場の無いものは認めない。

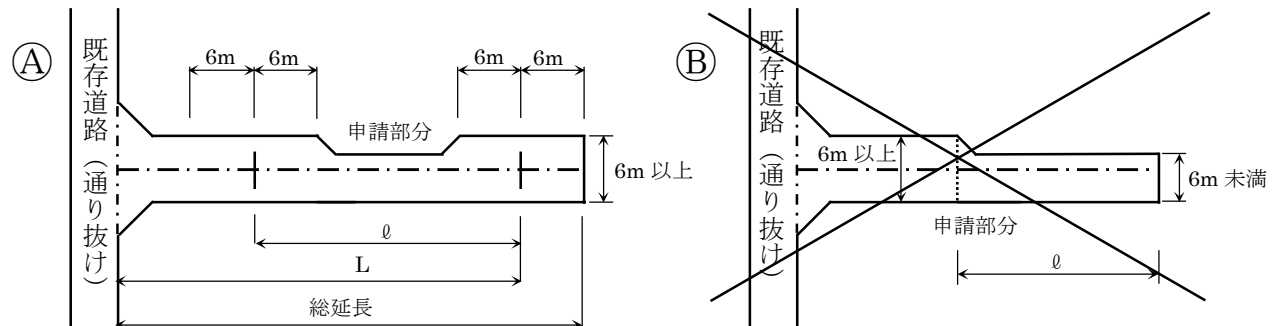


図9. 幅員 6 m以上の場合

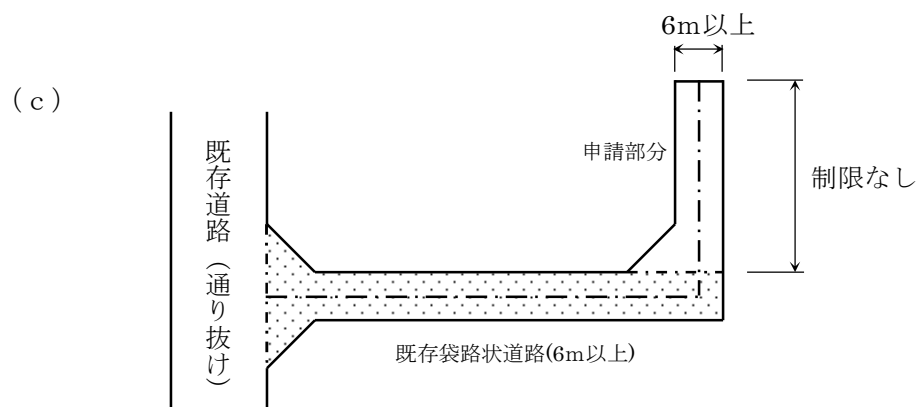
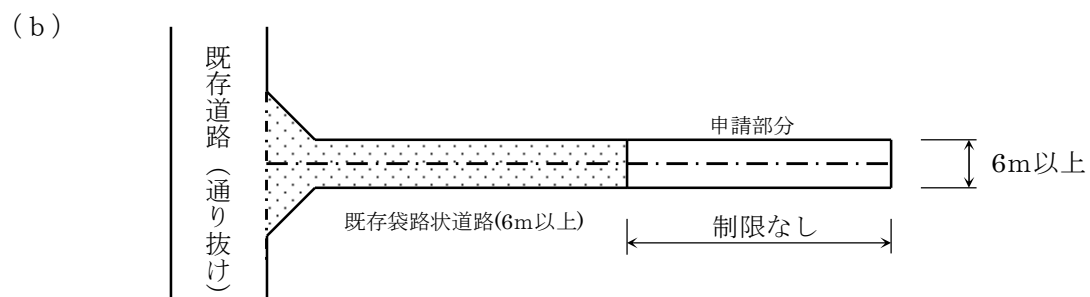
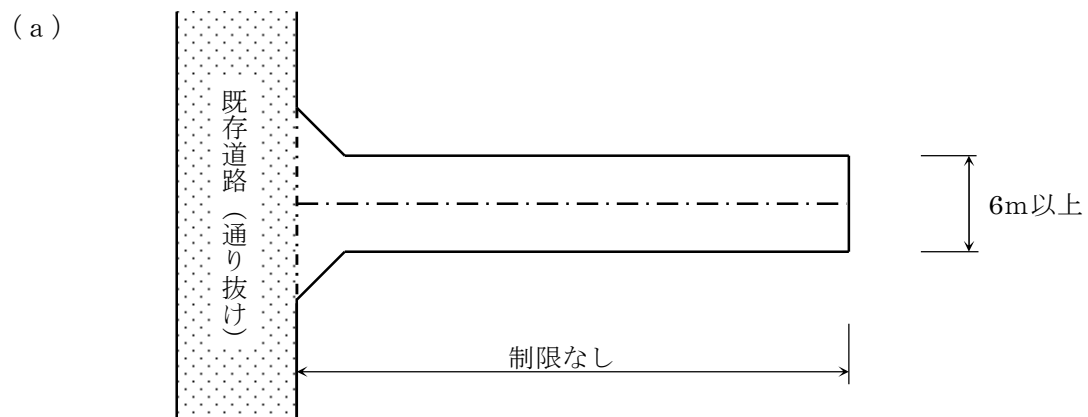
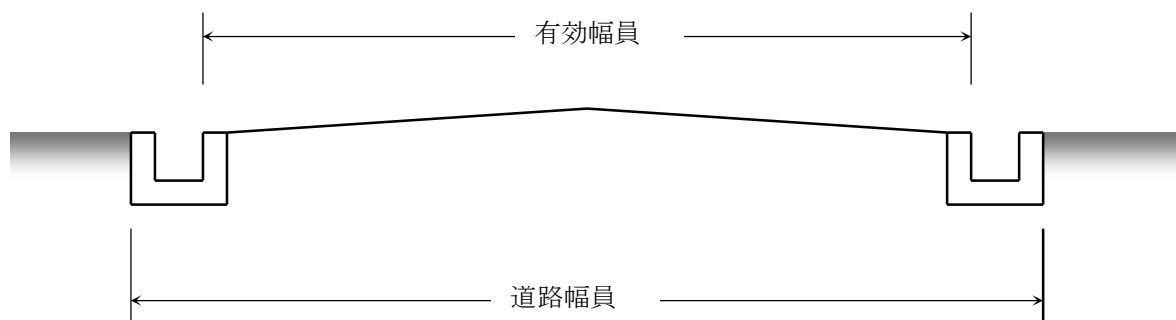
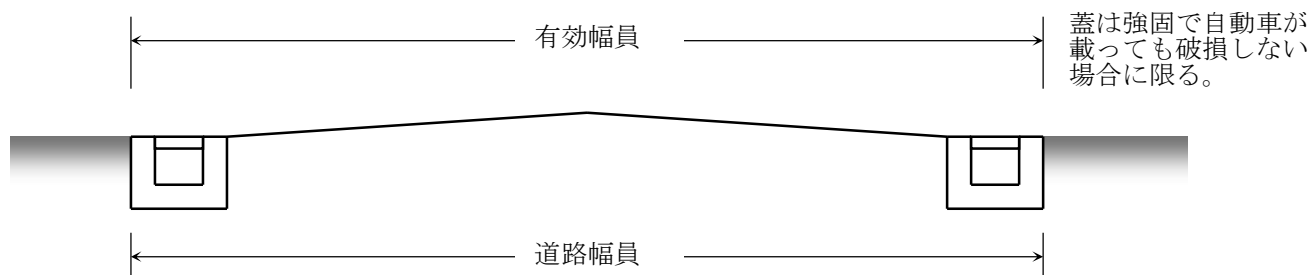


図 10. 道路幅員のとり方

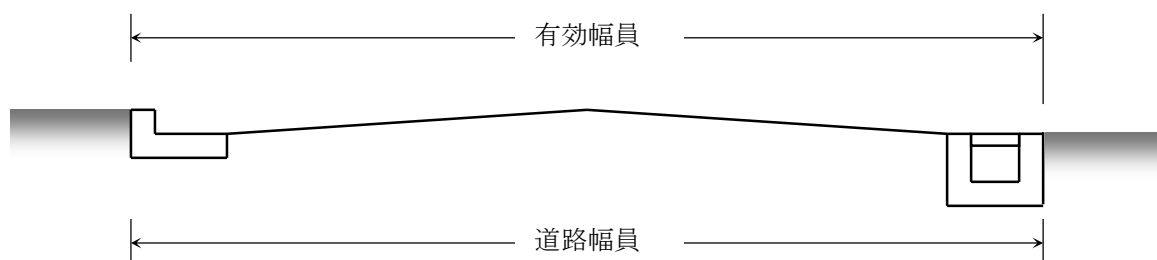
(a) 側溝蓋なしの場合



(b) 側溝蓋付の場合



(c) 片側 L 型側溝の場合



(d) 盛土の場合

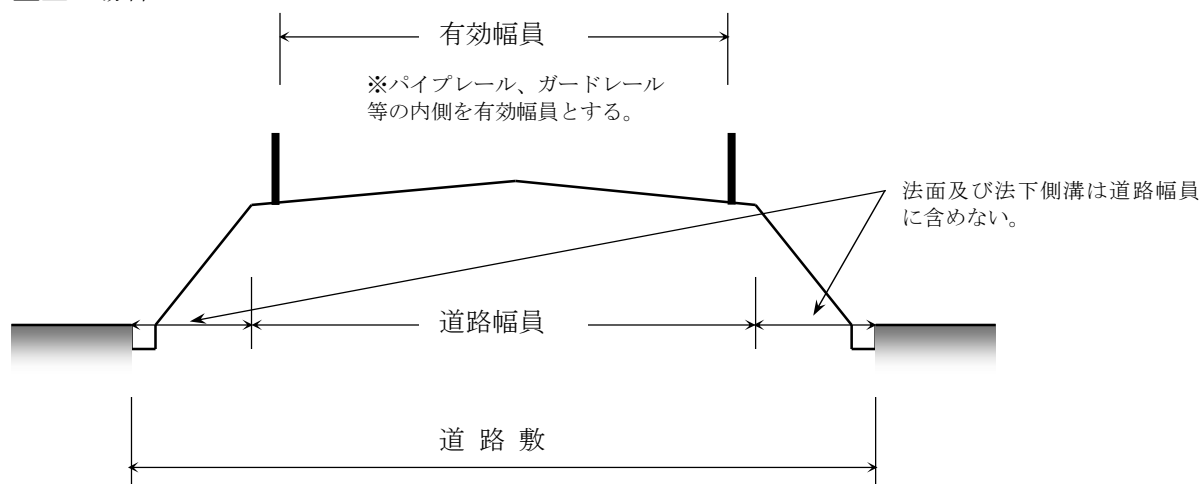


図 1 1. 整形な道路

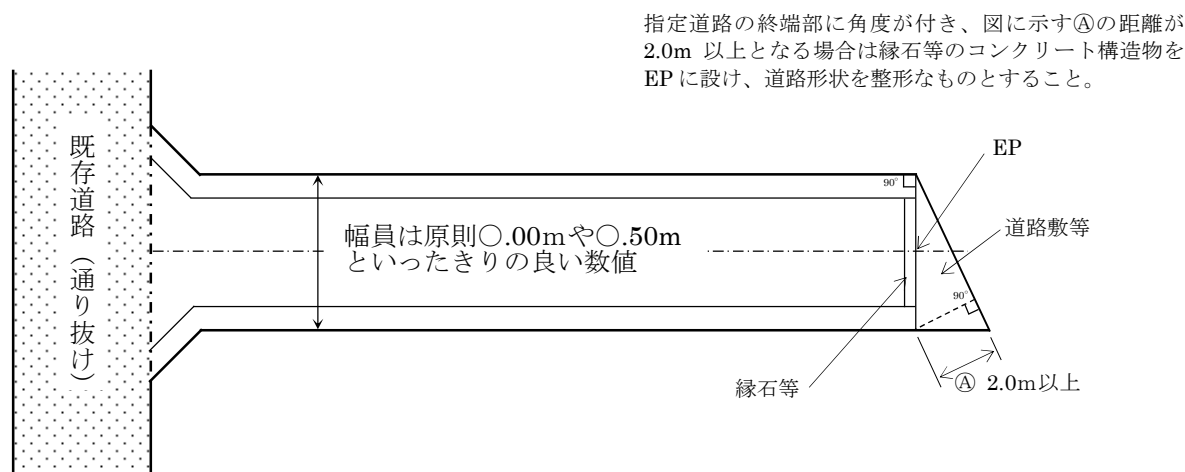
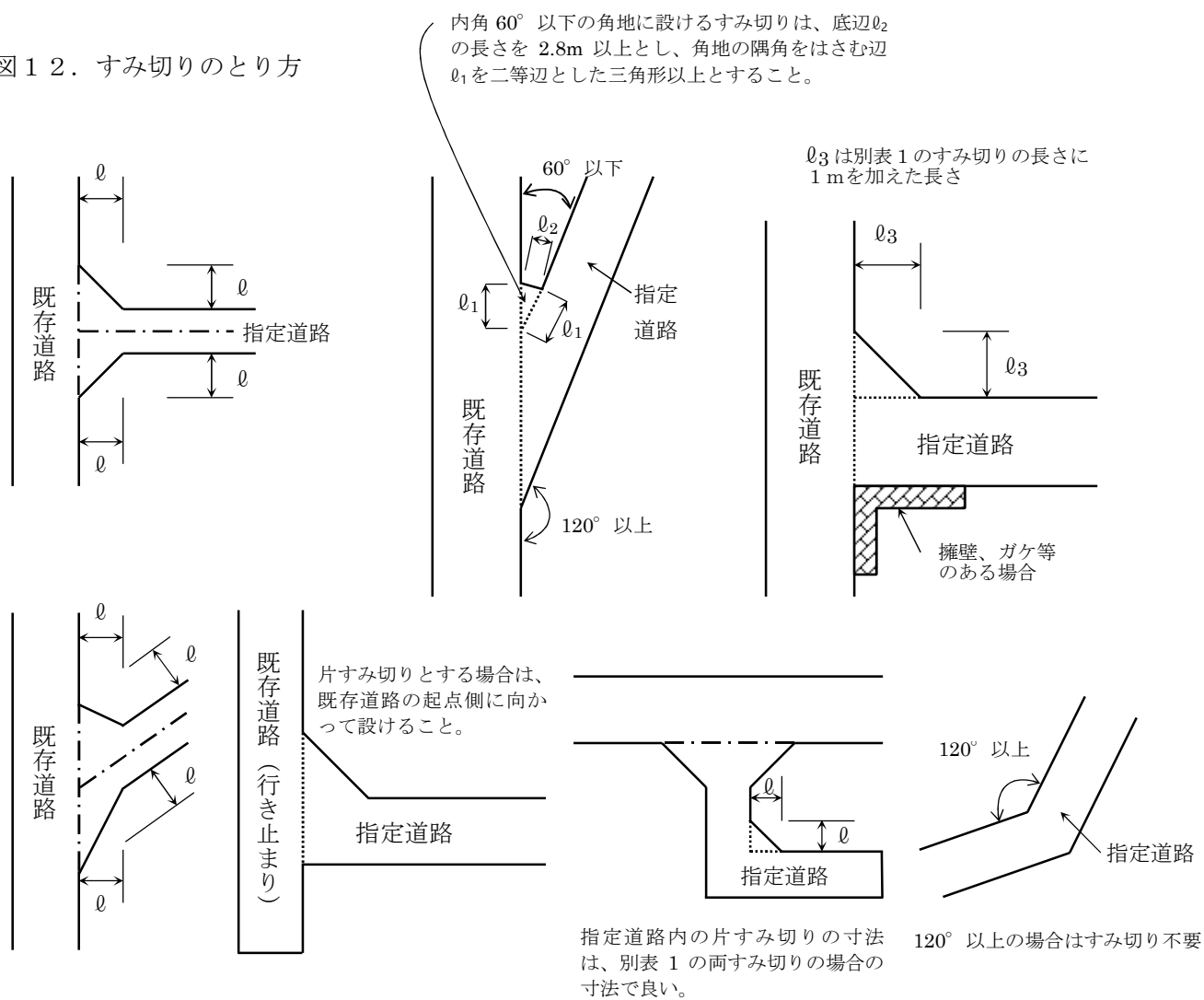
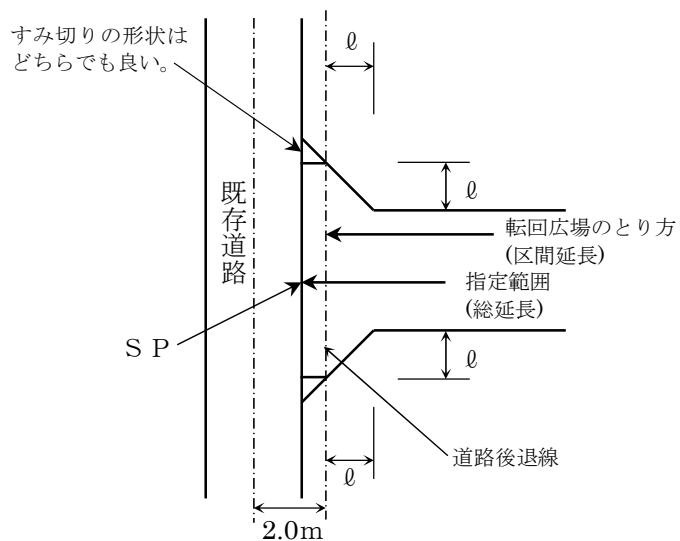


図 1 2. すみ切りのとり方



※ ℓ は別表 1 のすみ切りの長さ

図 13. 法第 42 条第 2 項道路から接続して道路指定 をする場合のすみ切りと延長のとり方
(図は、中心後退する場合を示す。)



※ l は別表1のすみ切りの長さ

図 1 4. 接続道路に歩道がある場合

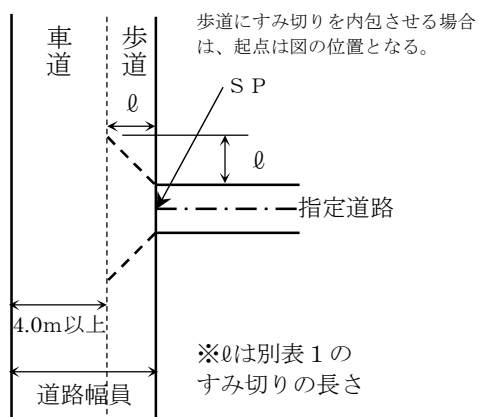
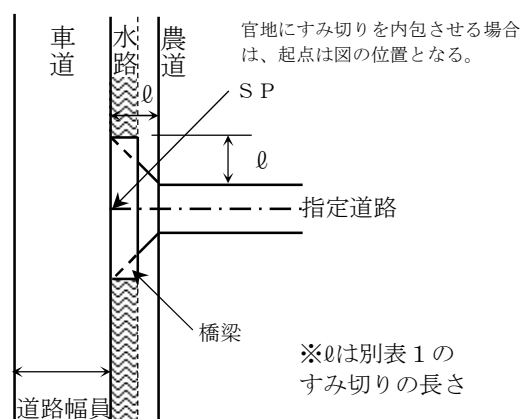
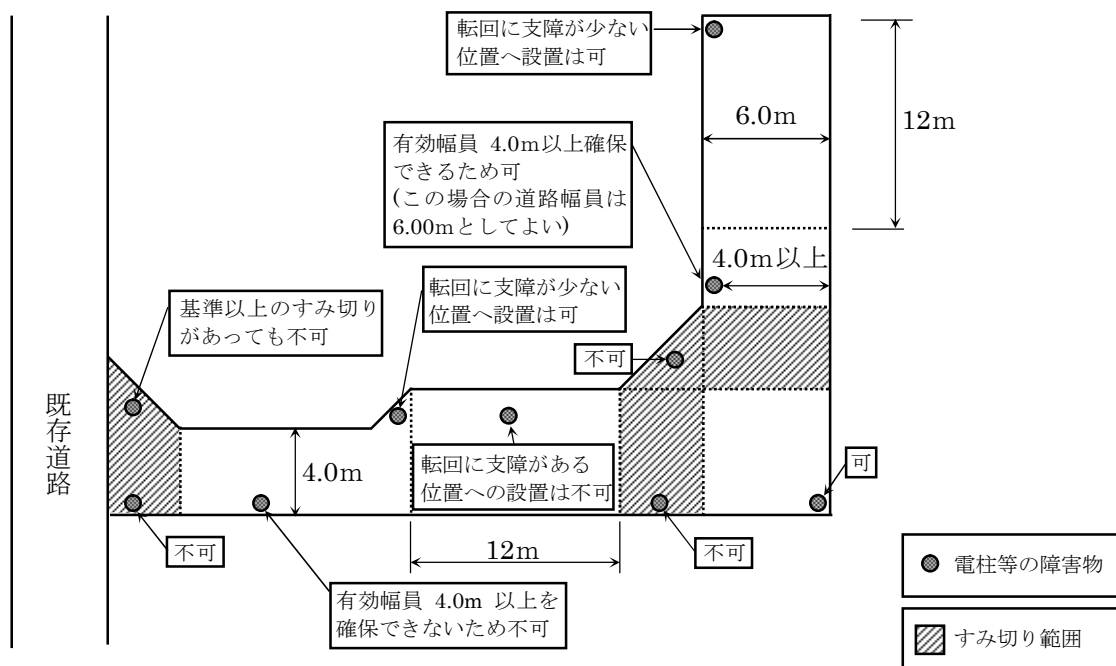


図 15. 接続道路との間に官地がある場合



※接続道路は歩道を含めた幅員を道路幅員として
すみ切り長さを算定すること

図 1 6．指定道路内の障害物の設置について



※電柱等を設ける場合は、事前申請時に計画を明示すること。

※転回広場内への電柱等の設置は原則不可とする。ただし、転回に支障が無いと認められる場所へ設置する場合はこの限りでない。

図 1 7．道路の縦断勾配

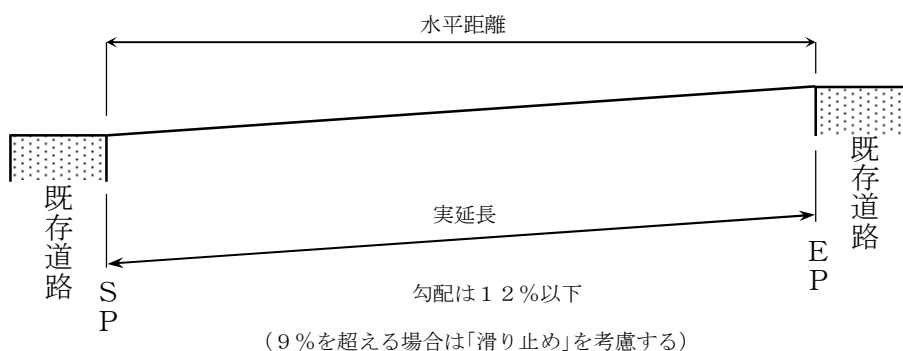


図 1 8．道路の構造

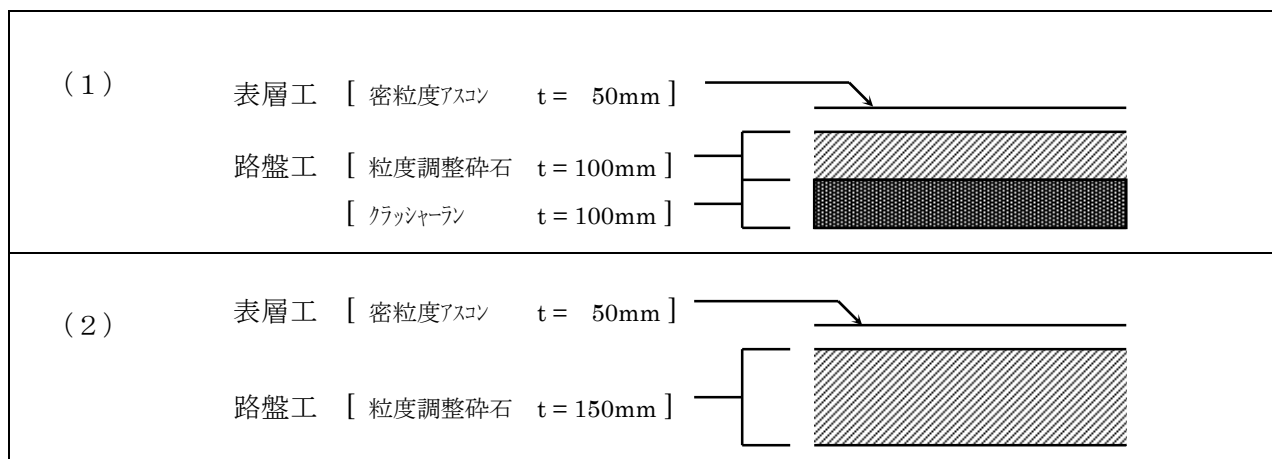


図 1 9．側溝の構造

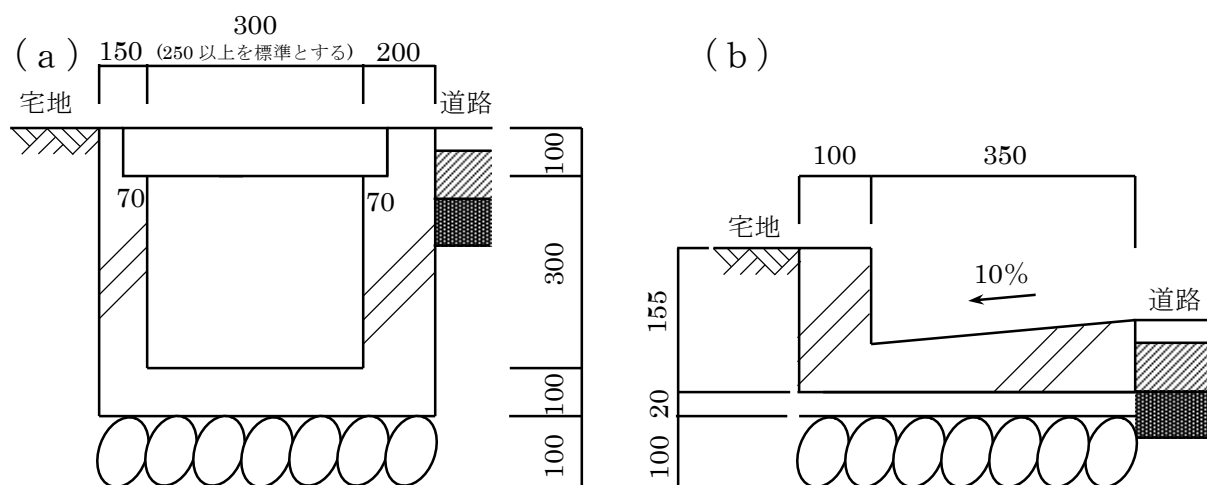


図 2 0．集水桝の構造

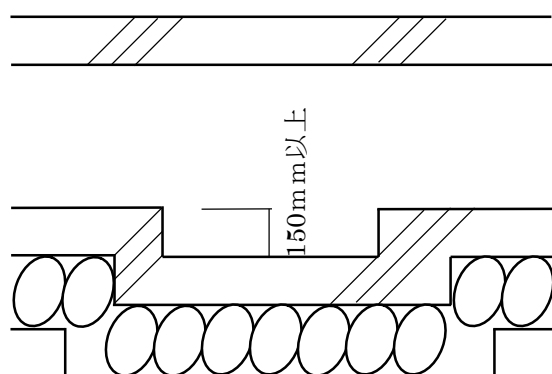


図 2 1．横断側溝の設置位置

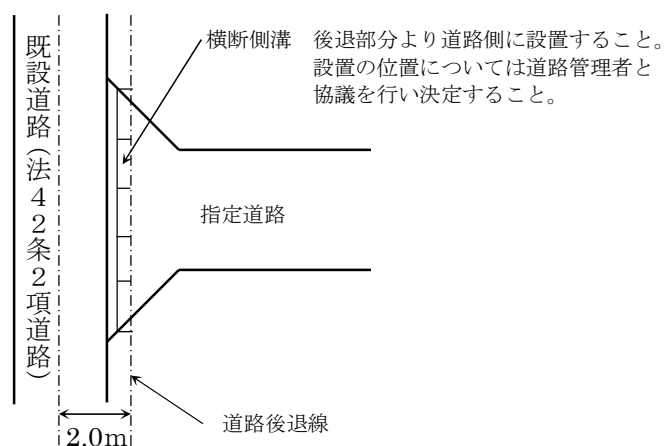
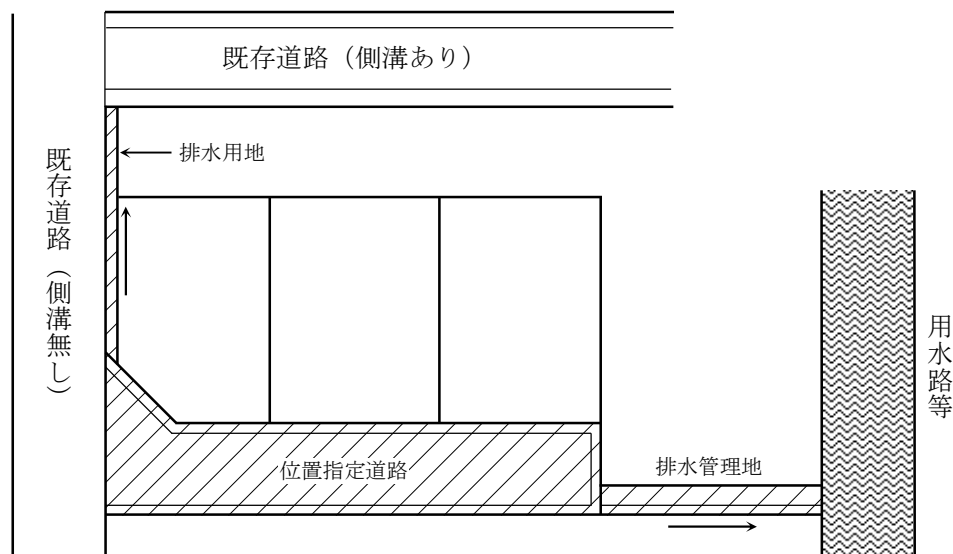


図 2 2 . 排水用地、排水管理地



排水用地 指定道路に接していない道路側溝、用水等への排水用に設けられた排水設備の土地（既存道路が市道の場合、原則として既存道路へ寄付すること。）

排水管理地 指定道路に接していない道路側溝、用水等への排水用に設けられた排水設備と排水設備の管理用の土地（排水設備を含めて幅員 1.0 m 程度とすること。）

図 2 3 . 道路と敷地に高低差があり側溝に土圧がかかる場合

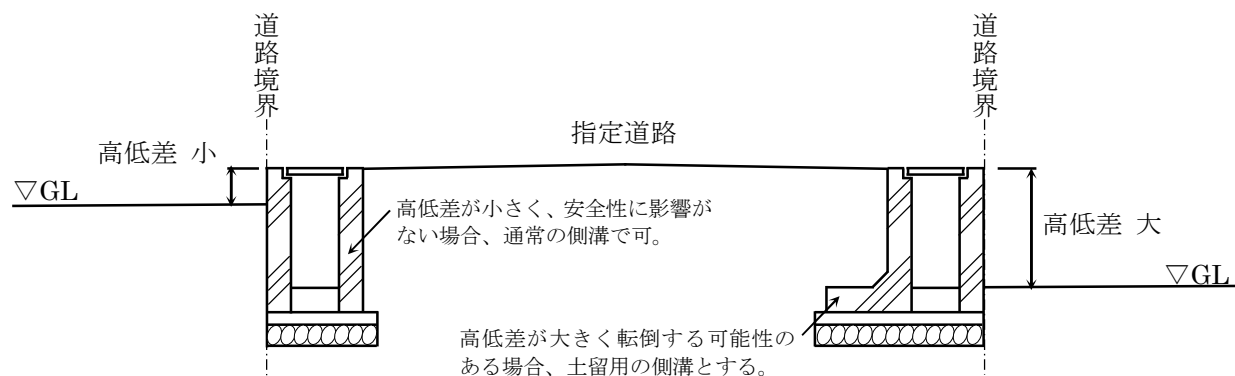
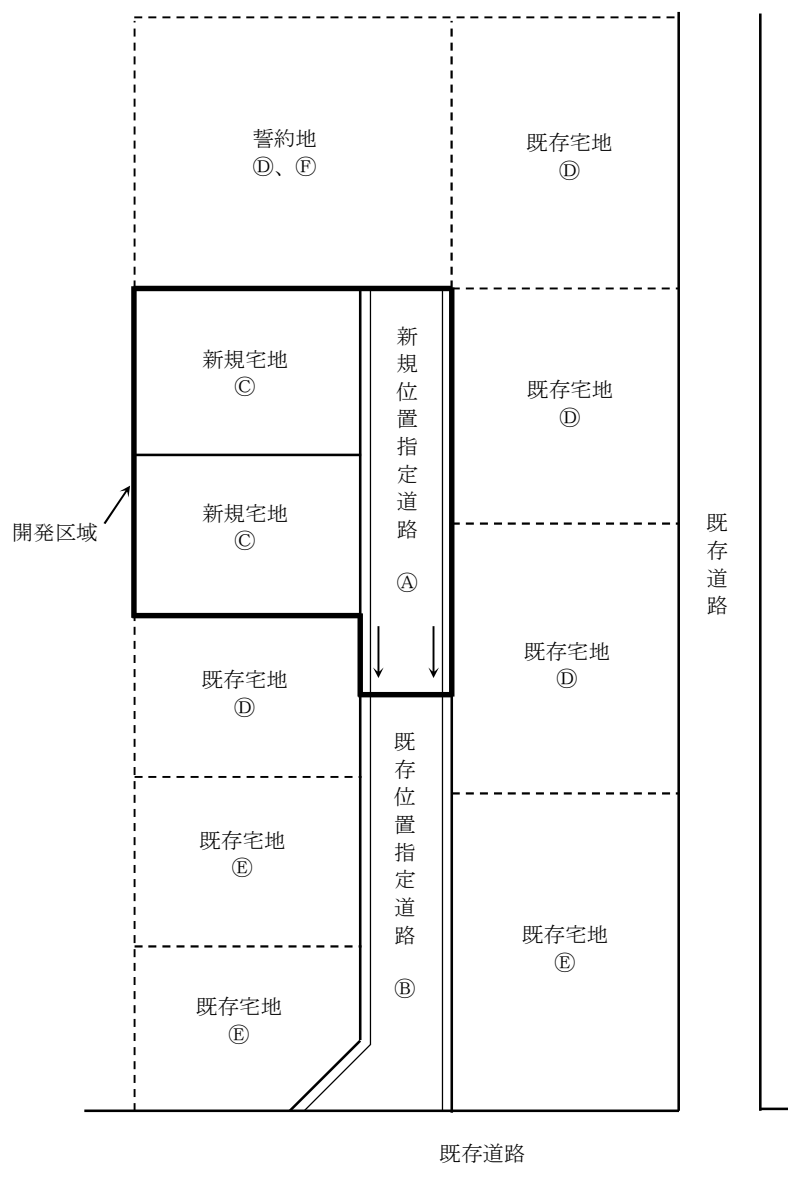


図 2 4. 指定承諾・誓約地の範囲

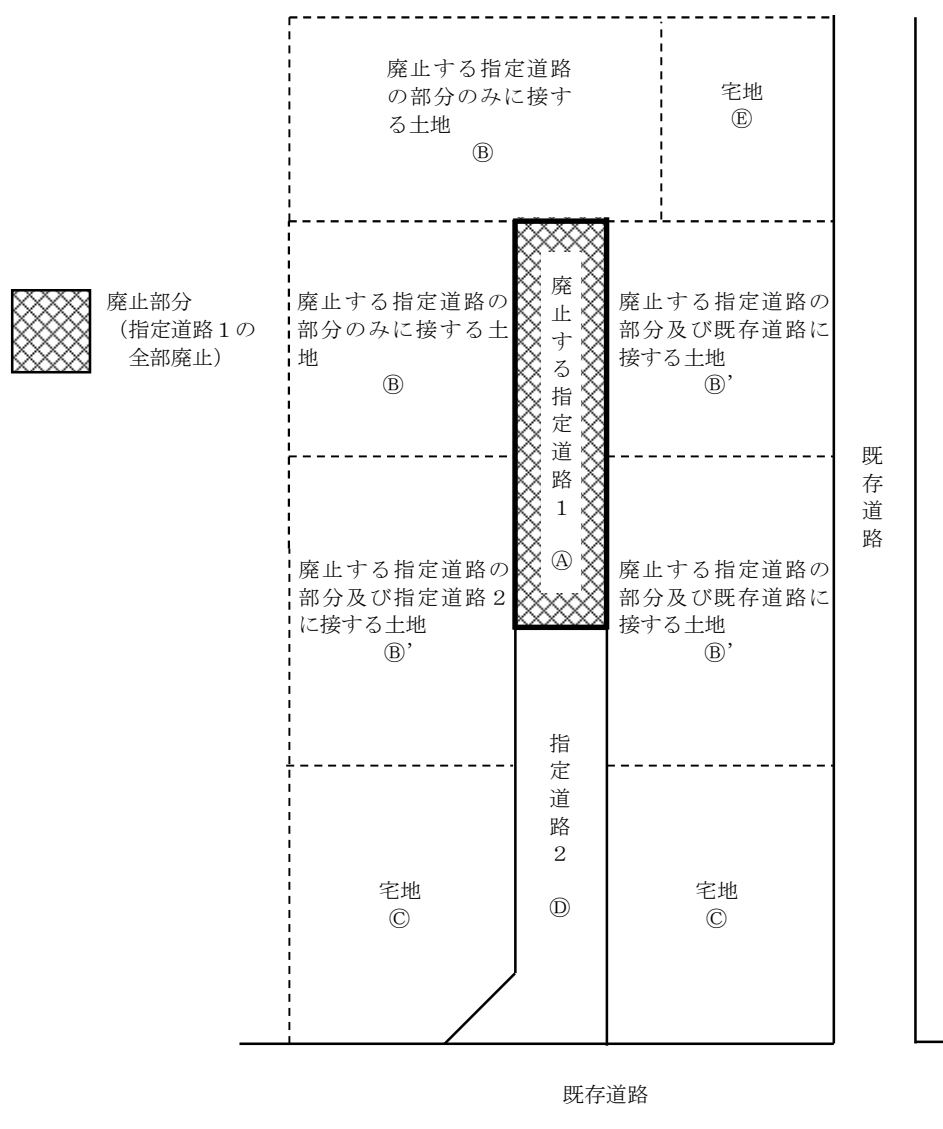


- ① 土地所有者及びその他の権利者からの指定承諾が必要。
- ② 土地所有者からの接続承諾、排水承諾が必要。
- ③ 開発区域内の宅地のため、承諾は不要。
- ④ 開発区域外で新規指定道路に接しているため、土地所有者からの隣地承諾が必要。
- ⑤ 新規指定道路と接していないため、承諾は不要。
- ⑥ 開発区域外で新規指定道路のみに接しており誓約地として設定が必要。

※①、②の承諾書及び⑥の誓約書は実印によること。

※④の承諾書は認印によってもさしつかえない。

図 2 5．廃止承諾の範囲

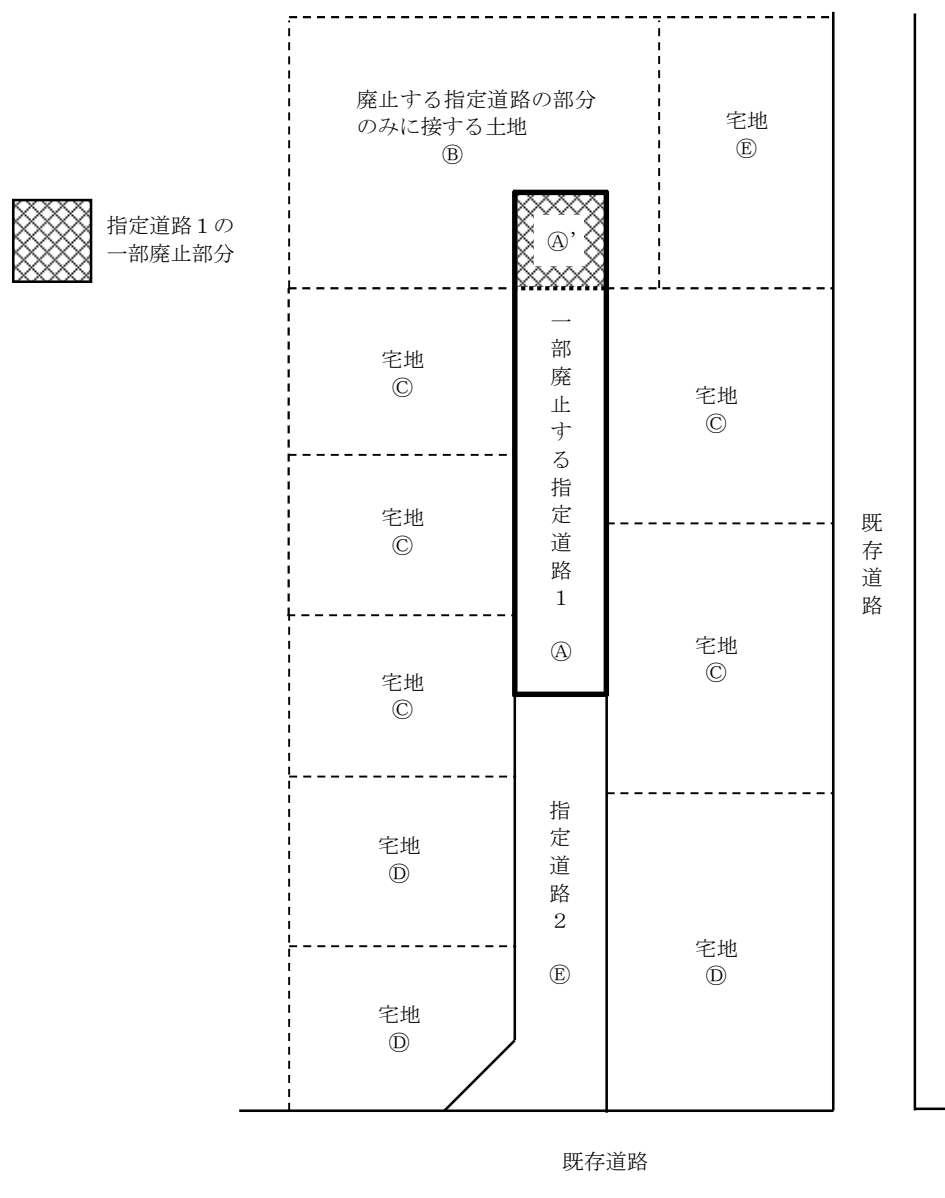


- ⑤ 土地所有者及びその他の権利者からの廃止承諾が必要。
- ⑤ 廃止する指定道路のみに接するため、土地所有者からの廃止承諾が必要。
- ⑤' 廃止する指定道路に接するため、土地所有者からの廃止承諾が必要。ただし、既存道路又は指定道路 2 により法第 4 3 条第 1 項の規定又は同条第 3 項の規定に基づく条例の規定を満たすことが明らかな場合、廃止承諾は不要。
- ⑤ 承諾は不要。
- ⑤ 承諾は不要。
- ⑤ 承諾は不要。

※⑤ の承諾書は実印によること。

※⑤、⑤' の承諾書は認印によってもさしつかえない。

図 2 6．廃止承諾（一部廃止の場合）の範囲



⑧ 土地所有者及びその他の権利者からの廃止承諾が必要。

⑧' 土地所有者及びその他の権利者からの廃止承諾が必要。

⑧ 土地所有者からの廃止承諾が必要。

③ 承諾は不要。

④ 承諾は不要。

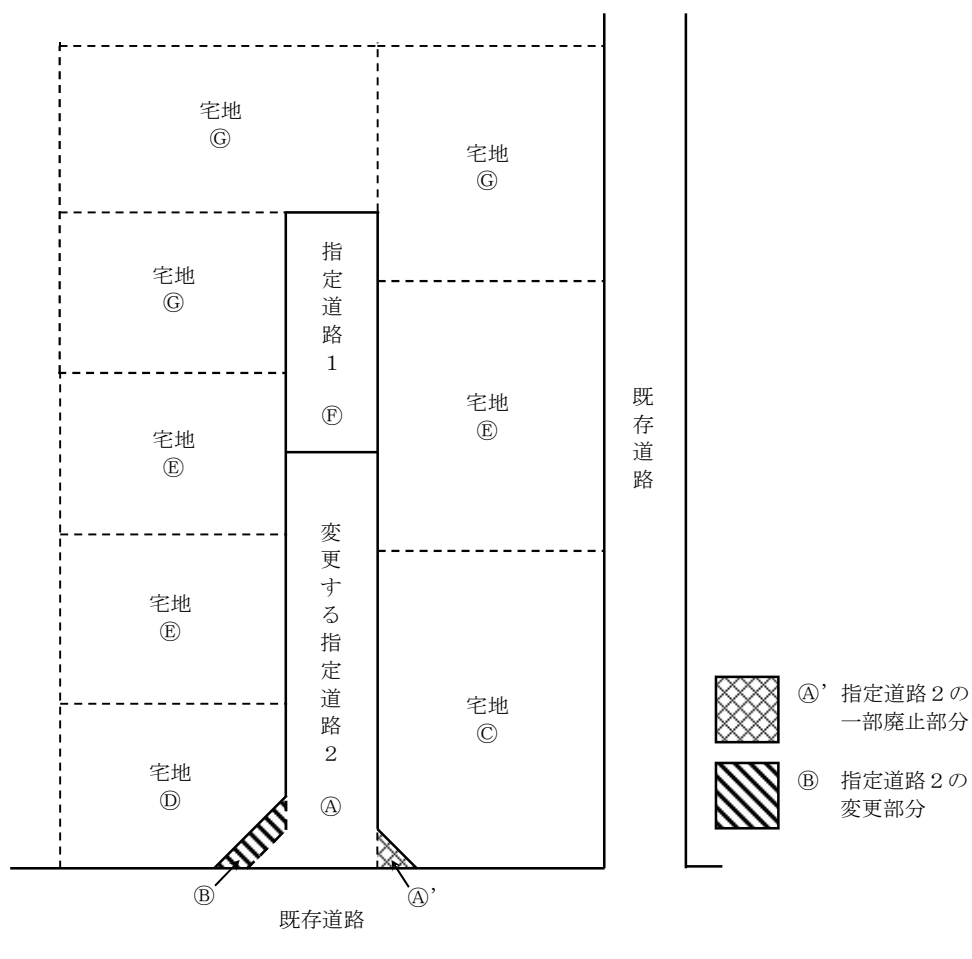
⑤ 承諾は不要。

⑥ 承諾は不要。

※⑧、⑧' の承諾書は実印によること。

※⑧ の承諾書は認印によってもさしつかえない。

図 27. すみ切り形状を変更する場合の指定及び廃止承諾の範囲



- ④ 土地所有者及びその他の権利者からの廃止承諾が必要。
④' 土地所有者及びその他の権利者からの廃止承諾が必要。
⑤ 土地所有者及びその他の権利者からの指定承諾が必要。
⑥ 承諾は不要。
⑦ 土地所有者からの隣地承諾が必要。
⑧ 承諾は不要。
⑨ 承諾は不要。
⑩ 承諾は不要。

※④、④'、⑤ の承諾書は実印によること。

※④ の承諾書は認印によってもさしつかえない。